

A

令和 7年 2月19日提出

第 1 回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 1 号議案	令和 6 年度浜松市一般会計補正予算（第 7 号）……………	別冊
第 2 号議案	令和 6 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）…	別冊
第 3 号議案	令和 6 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	別冊
第 4 号議案	令和 6 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）・	別冊
第 5 号議案	令和 6 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 2 号）…	別冊
第 6 号議案	令和 6 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 3 号）…	別冊
第 7 号議案	令和 6 年度浜松市育英事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
第 8 号議案	令和 6 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 2 号）・	別冊
第 9 号議案	令和 6 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
第 10 号議案	令和 6 年度浜松市公債管理特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
第 11 号議案	令和 6 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 3 号）……………	別冊
第 12 号議案	令和 6 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 4 号）……………	別冊
第 13 号議案	令和 6 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 4 号）……………	別冊
第 14 号議案	浜松市ふるさと・水と土基金に関する条例の廃止について……………	8
第 15 号議案	工事請負契約締結について （令和 6 年度（債務）斎場施設整備事業（市）雄踏西ヶ崎パーク線 道路改良工事）……………	9
第 16 号議案	工事請負契約締結について （浜松市西部清掃工場更新事業設計建設工事）……………	10
第 17 号議案	工事請負契約締結について （令和 6 年度（債務）高規格幹線道路 IC アクセス道路整備国庫補助事業 （国）152 号（池島-大原）道路改良工事（第 5 工区 3 号軽量盛土））・	11
第 18 号議案	工事請負契約締結について （令和 6 年度（債務）国県道整備国交付金事業（社資交）（国）152 号 （浜北天竜 BP）道路改良工事）……………	12
第 19 号議案	工事請負契約締結について （浜松市小型自動車競走場競走路改修工事）……………	13

第 20 号議案	工事委託契約の一部変更について (天竜浜名湖線金指・岡地駅間 4 2 k 5 0 0 m 付近西金指踏切新設 工事)	14
第 21 号議案	天竜区緑恵台の土砂崩落に係る損害賠償請求訴訟の提起について	15
第 22 号議案	市有財産取得について (神原調整池用地)	18
第 23 号議案	指定管理者の指定について (アクトシティ浜松、浜松市楽器博物館)	19
第 24 号議案	指定管理者の指定について (浜松市ギャラリーモール)	20
第 25 号議案	指定管理者の指定について (浜松市新川モール)	21
第 26 号議案	指定管理者の指定について (浜松市観光バス公共駐車場)	22
第 27 号議案	指定管理者の指定について (浜松まつり会館)	23
第 28 号議案	指定管理者の指定について (浜松市浜北温泉施設あらたまの湯)	24
第 29 号議案	指定管理者の指定について (遠州灘海浜公園 (江之島地区))	25
第 30 号議案	指定管理者の指定について (安間川公園ほか 2 施設)	26
第 31 号議案	市道路線認定について	別冊
第 32 号議案	市道路線変更について	別冊
報 第 1 号	専決処分の報告	27
監報第 1 号	定期監査等の結果に関する報告について	別冊
監報第 2 号	例月出納検査の結果に関する報告について	別冊
第 33 号議案	令和 7 年度浜松市一般会計予算	別冊
第 34 号議案	令和 7 年度浜松市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
第 35 号議案	令和 7 年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	別冊
第 36 号議案	令和 7 年度浜松市介護保険事業特別会計予算	別冊

第 37 号議案	令和 7 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊
第 38 号議案	令和 7 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計予算……………	別冊
第 39 号議案	令和 7 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計予算……………	別冊
第 40 号議案	令和 7 年度浜松市育英事業特別会計予算……………	別冊
第 41 号議案	令和 7 年度浜松市学童等災害共済事業特別会計予算……………	別冊
第 42 号議案	令和 7 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計予算……………	別冊
第 43 号議案	令和 7 年度浜松市駐車場事業特別会計予算……………	別冊
第 44 号議案	令和 7 年度浜松市公債管理特別会計予算……………	別冊
第 45 号議案	令和 7 年度浜松市病院事業会計予算……………	別冊
第 46 号議案	令和 7 年度浜松市水道事業会計予算……………	別冊
第 47 号議案	令和 7 年度浜松市下水道事業会計予算……………	別冊
第 48 号議案	浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について……………	37
第 49 号議案	浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正 について……………	39
第 50 号議案	浜松市職員定数条例の一部改正について……………	41
第 51 号議案	浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び浜松市職員 の育児休業等に関する条例の一部改正について……………	43
第 52 号議案	浜松市語学指導等を行う外国青年である職員の報酬等に関する条例の 一部改正について……………	47
第 53 号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について……………	49
第 54 号議案	浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について……………	67
第 55 号議案	浜松市職員退職手当支給条例の一部改正について……………	70
第 56 号議案	浜松市財政調整基金に関する条例の一部改正について……………	75
第 57 号議案	浜松市税条例の一部改正について……………	77
第 58 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について……………	81
第 59 号議案	浜松市収入証紙条例の廃止について……………	118

第 60 号議案	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業手数料徴収条例の一部改正 について……………	119
第 61 号議案	浜松市児童福祉法施行条例の一部改正について……………	121
第 62 号議案	浜松市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について……………	124
第 63 号議案	浜松市立保育所条例の一部改正について……………	126
第 64 号議案	浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の 一部改正について……………	128
第 65 号議案	浜松市保健福祉センター条例の一部改正について……………	132
第 66 号議案	浜松市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について……………	134
第 67 号議案	浜松市舞阪水産物荷さばき所条例の廃止について……………	136
第 68 号議案	浜松市地方卸売市場業務条例及び浜松市と畜場条例の廃止について…	137
第 69 号議案	浜松市と畜場条例の一部改正について……………	139
第 70 号議案	浜松市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項 ただし書の規模を定める条例の廃止について……………	141
第 71 号議案	浜松市都市公園条例の一部改正について……………	142
第 72 号議案	浜松市営住宅条例の一部改正について……………	145
第 73 号議案	浜松市消防団に関する条例の一部改正について……………	147
第 74 号議案	浜松市消防団員退職報償金支給条例の一部改正について……………	149
第 75 号議案	浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 について……………	151
第 76 号議案	浜松市水道事業給水条例の一部改正について……………	154
第 77 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について……………	157
第 78 号議案	浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について……	177
第 79 号議案	浜松市学童等災害共済条例の一部改正について……………	180
第 80 号議案	浜松市立幼稚園条例の一部改正について……………	182
第 81 号議案	浜松市立小学校及び中学校条例の一部改正について……………	184

第 82 号議案	浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例 の制定について……………	186
第 83 号議案	浜松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の制定について……………	192
第 84 号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について……………	194
第 85 号議案	包括外部監査契約締結について……………	214
第 86 号議案	市有財産取得について（佐鳴湖公園用地）……………	215

第 14 号 議 案

令和 7年 2月19日 提 出

浜松市ふるさと・水と土基金に関する条例の廃止について

浜松市ふるさと・水と土基金に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市ふるさと・水と土基金に関する条例を廃止する条例

浜松市ふるさと・水と土基金に関する条例（平成 1 7 年浜松市条例第 7 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

第 15 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
令和6年度（債務）斎場施設整備事業（市）雄踏西ヶ崎パーク線道路改良工事	・ 施工延長 L=627m ・ U字カルバート工 L=536m ・ 中層混合処理工 V=5,991 m³ ・ 歩道舗装工 A=1,060 m² ・ 車道舗装工 A=3,600 m² ・ 仮設工 一式	596,200,000円	制 限 付 一 般 競 争 入 札 (総合評価方式)	中村組・宮崎建設 特定建設工事共同 企業体 〈代表者〉 浜松市中央区住吉 五丁目22番1号 株式会社中村組 取締役社長 中村 嘉宏 〈その他の構成員〉 浜松市中央区 雄踏町宇布見 8991番地の9 宮崎建設株式会社 代表取締役 宮崎 康弘

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
浜松市西部清掃 工場更新事業設 計建設工事	設計及び建設工事 一式 ・ 更新工場 ・ 管理棟 ・ 計量棟 ・ 休憩棟 ・ 調整池 ・ 駐車場 ・ 構内道路 ・ 資源物回収集積 コーナー ・ 水泳場への余熱 供給配管及び電 気供給配線 他	39,892,600,000円	制 限 付 一般競争 入 札 (総合評 価方式)	愛知県名古屋市 中村区名駅三丁目 28番12号 J F E エンジニア リング株式会社 名古屋支店 支店長 霜 和宏

第 17 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
令和6年度(債務) 高規格幹線道路 ICアクセス道路 整備国庫補助事 業(国)152号(池 島-大原)道路改 良工事(第5工区3 号軽量盛土)	・施工延長 L=87.0m ・軽量盛土工 (ウレタン) V=2,552m ³	377,300,000円	制 限 付 一般競争 入 札 (総合評 価方式)	浜松市中央区 神田町1522番地 株式会社鈴木組 代表取締役 杉浦 要一

第 18 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
令和6年度(債務) 国県道整備国交 付金事業(社資 交)(国)152号(浜 北天竜BP)道路改 良工事	・ 施工延長 L=330.0m ・ 掘削(土砂) V=81,600m³ ・ 掘削(軟岩) V=58,480m³ ・ 現場吹付法砕工 (砕内:モルタル) A=4,028m² ・ 現場吹付法砕工 (砕内:植生基材) A=1,383m²	1,127,500,000円	制 限 付 一般競争 入 札 (総合評 価方式)	須山・天龍土建特定 建設工事共同企業 体 浜松市中央区布橋 二丁目6番1号 〈代表者〉 須山建設株式会社 取締役社長 須山 雄造 〈その他の構成員〉 浜松市天竜区二俣 町二俣1382番地の2 天龍土建工業株式 会社 代表取締役 長谷川 智彦

第 19 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
浜松市小型自動車競走場競走路 改修工事	改修工事 ・ 舗装工事 ・ 防護柵工事	339,570,000円	制 限 付 一般競争 入 札 (総合評価方式)	浜松市中央区 北島町829番地 大成ロテック株式会社 浜松営業所 営業所長 成重 和宏

第 20 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

工事委託契約の一部変更について

次のとおり工事委託契約の一部を変更する。

浜松市長 中 野 祐 介

(令和4年3月24日 第56号議案 原案可決)

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	区 分	契 約 金 額
天 竜 浜 名 湖 線 金 指 ・ 岡 地 駅 間 4 2 k 5 0 0 m 付 近 西 金 指 踏 切 新 設 工 事	西金指踏切新設工事 一式 榎下踏切撤去工事 一式 排水路移設・撤去、 取合道路整備	変 更 前	823, 988, 000円
		変 更 後	931, 514, 000円

第 21 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

天竜区緑恵台の土砂崩落に係る損害賠償請求訴訟の提起について

令和 4 年台風 1 5 号によって発生した天竜区緑恵台の土砂崩落に伴い、損害賠償を請求する訴訟を提起することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

1 被告

住 所 浜松市天竜区緑恵台 5 5 6 番地の 1 4 1

氏 名 鈴木 マサ子

所 在 地 静岡県磐田市源平新田 5 番地

名 称 豊田開発株式会社

代表者氏名 代表取締役 大橋 芳隆

2 請求の趣旨

- (1) 被告鈴木マサ子及び被告豊田開発株式会社は、連帯して、原告に対し、金 3 億 8, 3 3 4 万 2, 8 1 1 円及びこれに対する令和 6 年 1 0 月 2 5 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。
 - (2) 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との裁判及び第 1 項につき仮執行宣言を求める。

3 請求の原因

- (1) 被告鈴木マサ子は、浜松市天竜区緑恵台 5 5 6 番 3 5 1 所在の土地（以下、「本件土地」という。）の所有者である。同人には成年後見開始決定が出され、平尾竜太弁護士が成年後見人に選任されている。

- (2) 被告鈴木マサ子は、平成15年ころから、被告豊田開発株式会社を含む建設業者等（以下「搬入事業者」という。）に依頼して、あるいは搬入事業者からの要請を受けて、本件土地内に土砂等を繰り返し搬入させ（以下、「本件搬入土砂等」という。）、盛土をしていた。本件搬入土砂等は約7,000 m³であった。

本件土地の南面は傾斜地であり、本件土地の法面の下には住宅のほか、原告の市道及び用悪水路が存在する。

令和4年9月24日未明、台風15号の豪雨に伴って本件土地及びその周辺土地に堆積した本件搬入土砂等が本件土地の法面の下方に崩落した（以下、「本件土砂崩落」という。）。このことにより、本件土地の法面の下方の住宅3軒が損壊して住民3名が負傷したほか、以下で述べるとおり、原告の市道及び用悪水路が損壊した。

- (3) 静岡県土採取等規制条例（当時）では2,000 m³以上の盛土をする場合には静岡県への届出が求められるところ、本件搬入土砂等の搬入の届出はなされていなかった。また、傾斜地に崩落対策を施すことなく7,000 m³もの大量の土砂等が搬入することにより、土砂等が崩落して本件土地の法面下部の道路、水路及び住宅等が損壊、損傷することは容易に予見できる。

にもかかわらず、被告らは静岡県土採取等規制条例に基づく届出をしないまま、被告鈴木マサ子は本件搬入土砂等を被告業者らに搬入させ、被告豊田開発株式会社は土砂を取扱業者として盛土を傾斜地に搬入されることによる土砂崩落の危険性を容易に予見できるにもかかわらず漫然と本件搬入土砂等を搬入させたことにより、本件土砂崩落を発生させ、原告に第4項記載の損害が発生した。

被告らの本件搬入土砂等の行為は、原告に対する関係で、民法709条所定の不法行為を構成し、民法719条1項前段所定の共同不法行為となり、被告らは、原告に対して連帯責任を負う。

- (4) 本件土砂崩落により、原告に以下の損害が生じた。

- ① 原告所有地に関する損害 2億4,157万3,200円

原告が所有する用悪水路及び市道天竜緑恵台5号線に本件搬入土砂等が崩落し、水路及び道路が損壊したことにより、土砂の撤去及び水路及び道路の復旧工事費用として2億4,157万3,200円の損害が生じた。

- ② 盛土対策工事費用 1億6,867万8,174円

本件土砂崩落により、①記載の水路及び市道の（今後の）安全を確保するととも

に、災害対策基本法62条1項に基づき市町村に実施が義務づけられる応急措置として、原告は、斜面に残存する土砂の撤去及び処分、崩落の危険がある土砂の撤去等の崩落防止工事を行い、工事費用等1億6,867万8,174円を支出して、同金額の損害が生じた。

③ 上記合計 4億1,025万1,374円(㉞)

(5) 令和5年6月22日、原告と被告鈴木マサ子(成年後見人)間で、災害対策基本法62条1項に基づく応急措置によって原告が被告鈴木マサ子の土地上の立木を収用した補償として原告が被告鈴木マサ子に143万420円(㉟)の支払義務があること、被告鈴木マサ子が原告に対し第3項記載の原告損害額から同補償額を差し引いた金4億882万954円(㊱=㉞-㉟)の支払義務があることを確認する合意が成立した(以下、「本件合意」という。)

(6) 原告は、令和6年9月24日、被告鈴木マサ子(成年後見人)に対しては金4億882万954円(㊱)を、搬入事業者に対しては、金4億882万954円(㊱)に対して原告が撤去した土量に対する各搬入事業者が搬入等した土量の割合を乗じて得た額を、それぞれ令和6年10月24日を納期限として請求した(搬入事業者についても被告鈴木マサ子に対する立木補償額を減じた金額を請求したものである)。

(7) 第6項記載の請求に対して、被告豊田開発株式会社以外の搬入事業者から、原告に対して原告に生じた上記損害の賠償として2,547万8,143円(㊲)の支払がなされ、または、支払の合意がされた。したがって、現在の原告の損害額は、3億8,334万2,811円となる(㊳=㊱-㊲)。

(8) よって、原告は、共同不法行為による損害賠償請求権に基づき、予備的に被告鈴木マサ子に対しては本件合意に基づき、被告らに対して、連帯して、金3億8,334万2,811円及びこれらに対する第6項の納期限の翌日である令和6年10月25日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

4 訴えの変更等

市は、上記訴訟提起後、被告を追加し、及び訴えを求める事項を変更することができることとし、並びに判決に不服があるときは、上訴することができる。

市有財産取得について

次のとおり市有財産を取得する。

浜松市長 中 野 祐 介

目的	所在地	財産の概要	取得予定価格	備 考
神原調整池用地	浜松市中央区 神原町697番5	水道用地 14,919.20㎡	179,507,440円	
	大久保町 3771番16	1,108.25㎡		
		合 計 16,027.45㎡		

第 23 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 アクトシティ浜松
 浜松市楽器博物館
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区板屋町111番地の1
 名 称 公益財団法人浜松市文化振興財団
 代表理事 花井 和徳
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第 24 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市ギャラリーモール
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区千歳町 9 1 番地の 1
名 称 浜松まちなかマネジメント株式会社
代表取締役 飯尾 圭介
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

第 25 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市新川モール
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区佐鳴台六丁目8番30号
名 称 株式会社HACK
代表取締役 高林 健太
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

第 26 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市観光バス公共駐車場
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区丸塚町 5 4 1 番地の 2 0
名 称 遠鉄アシスト株式会社
代表取締役 米田 典弘
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

第 27 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松まつり会館
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区丸塚町 5 4 1 番地の 2 0
名 称 遠鉄アシスト株式会社
代表取締役 米田 典弘
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

第 28 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市浜北温泉施設あらたまの湯
- 2 指定管理者 所在地 浜松市浜名区新堀 7 0 番地の 6
名 称 浜名梱包輸送株式会社
代表取締役 鈴木 猛
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

第 29 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 遠州灘海浜公園（江之島地区）
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区上島三丁目 2 7 番 1 2 号
名 称 一般財団法人浜松公園緑地協会
理事長 池谷 和宏
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

第 30 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 安間川公園
ゆたか緑地
ゆたか第 2 緑地
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区和田町 7 0 8 番地の 1
名 称 東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、交通事故、物損事故にかかる和解及び損害賠償の額について専決処分したから報告する。

浜松市長 中 野 祐 介

道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年 月 日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年 月 日				
51	令和6年 11月14日	和 解 66,704円	浜松市中央区 東若林町 A氏	令和5年 3月31日	浜松市中央区 富塚町5038番地 地先 人身事故
事故の状況 午後4時00分頃、相手方が法定外道路富塚138号線を北に向かって歩行中、陥没箇所にて足を落とし、左足くるぶしと左足小指の付け根を骨折した人身事故である。 負担割合 浜松市30% 相手方70% 対 策 令和5年4月 復旧工事完了。					

専 決		和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所
番号	年 月 日	賠償の額	住所・氏名	年 月 日	及び事故の内容
52	令和6年 11月14日	和 解 15,112円	浜松市中央区 大人見町 B氏	令和6年 5月28日	浜松市中央区 大人見町1750番地 の300地先 人身事故
	事故の状況 午後0時10分頃、相手方が市道大人見109号線を歩行中、街路灯への 給電線が切れて道路上に垂れ下がっていたため、取り除こうと断線部 から30cmほどのところを右手で掴み感電した人身事故である。 負担割合 浜松市80% 相手方20% 対 策 令和6年7月 枝伐採・配線工事完了。				
53	令和6年 11月20日	和 解 105,771円	浜松市浜名区 引佐町渋川 C氏	令和5年 12月27日	浜松市浜名区 引佐町渋川1710番 地の4地先 物損事故
	事故の状況 午後2時30分頃、相手方車両が市道引佐西平川宇連線を北進中、右側 路肩のコンクリートを踏み、割れたコンクリート片を跳ね上げ運転席 側の車体下部を損傷した物損事故である。 負担割合 浜松市40% 相手方60% 対 策 令和5年12月 コンクリート片を撤去し安全を確保。				

専 決		和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所
番号	年 月 日	賠償の額	住所・氏名	年 月 日	及び事故の内容
54	令和6年 11月20日	和 解 4,500円	浜松市中央区 湖東町 D氏	令和6年 8月27日	浜松市中央区 三方原町754番地地 先 物損事故
	事故の状況 午前11時20分頃、相手方車両が市道三方原14号線を南進中、左折して沿道の店舗駐車場に進入した際、道路舗装と側溝の段差により左前輪のタイヤを損傷した物損事故である。 負担割合 浜松市30% 相手方70% 対策 令和6年8月 復旧工事完了。				
55	令和6年 12月5日	和 解 4,382円	浜松市天竜区 二俣町阿蔵 E氏	令和6年 3月9日	浜松市浜名区 新原5038番地地先 物損事故
	事故の状況 午後3時30分頃、相手方車両が市道浜北本沢合彦助堤線を北進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅56cm、長さ62cm、深さ8cm）に左側後輪を落とし、タイヤをパンクした物損事故である。 負担割合 浜松市30% 相手方70% 対策 令和6年3月 復旧工事完了。				
1	令和7年 1月17日	和 解 7,194円	浜松市中央区 篠原町 F氏	令和6年 11月6日	浜松市中央区 篠原町1986番地の1 地先 物損事故
	事故の状況 午後4時20分頃、相手方車両が市道篠原115号線を西進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅80cm、長さ80cm、深さ5cm）に左側前輪を落とし、タイヤをパンクした物損事故である。 負担割合 浜松市30% 相手方70% 対策 令和6年12月 復旧工事完了。				

専 決		和解及び損害 賠 償 の 額	相 手 方 の 住所・氏名	事故発生 年 月 日	事 故 発 生 場 所 及び事故の内容
番号	年 月 日				
2	令和7年 1月17日	和 解 25,534円	浜松市中央区 和合町 G 氏 法定代理人 親権者母H氏	令和6年 9月23日	浜松市中央区 中沢町69番5号地先 物損事故
	事故の状況 午後6時00分頃、相手方未成年者G氏の自転車が市道中野町三方原線を西進中、グレーチング（側溝の蓋）と受枠の隙間に前輪を落とし、前輪のホイールを損傷した物損事故である。 負 担 割 合 浜松市30% 相手方70% 対 策 令和6年10月 復旧工事完了。				
3	令和7年 1月17日	和 解 47,901円	浜松市浜名区 細江町小野 I 氏	令和6年 1月7日	浜松市浜名区 中瀬1563番地の3 地先 人身事故
	事故の状況 午前11時50分頃、相手方自転車が市道浜北中瀬南107号線を西進中、道路上に生じた段差（約6cm）により転倒し、右頭部を負傷した人身事故である。 負 担 割 合 浜松市30% 相手方70% 対 策 令和6年3月 復旧工事完了。				

専 決		和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所
番号	年 月 日	賠償の額	住所・氏名	年 月 日	及び事故の内容
4	令和7年 1月17日	和 解 36,989円	浜松市中央区 蜷塚二丁目 J 氏	令和6年 9月4日	浜松市中央区 蜷塚二丁目9番27号 地先 物損事故
事故の状況 午前7時30分頃、相手方車両が市道蜷塚10号線を北進中、対向車両を避けるため路肩に寄った際、路肩にあった突起物で左前輪のパンク及び車体下部と後輪を損傷した物損事故である。 負担割合 浜松市30% 相手方70% 対 策 令和6年9月 視線誘導標を設置。					

交通事故

専 決		和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所
番号	年 月 日	賠償の額	住所・氏名	年 月 日	及び事故の内容
56	令和6年 12月13日	和 解 11,524,301円	浜松市中央区 三方原町 K 氏	令和5年 3月13日	浜松市中央区 葵東一丁目9番28号 地先 交通事故（人身）
事故の状況 午前9時30分頃、雑がみ回収のため1 t ダンプ車にて市道葵高丘2号線を東進中、国道257号との丁字交差点を右折したところ、横断歩道を歩いて渡っていた相手方に接触した人身事故である。 過失割合 浜松市100% 対 策 事故を起こした運転手へ交差点での最徐行を行う等、細心の注意を払うよう指導を行うとともに、全職員にも今回の事故を教訓として、事故を再度起こさないための注意喚起を行った。					

専 決		和解及び損害 賠 償 の 額	相 手 方 の 住所・氏名	事故発生 年 月 日	事 故 発 生 場 所 及び事故の内容
番号	年 月 日				
57	令和6年 11月14日	和 解 88,000円	静岡市葵区 追手町9番6号 静岡県公安委員会 委員長 稲田精治	令和6年 9月11日	浜松市浜名区 中条1332番地の9 地先 交通事故（物損）
	事故の状況 午前10時50分頃、救助工作車が、予防査察先の駐車場所から後退した際に車両上部の収納ボックス取っ手と歩行者用信号機の下部ステーが接触した物損事故である。				
	過失割合 浜松市100% 対 策 事故を起こした職員及び乗車していた職員に嚴重注意を行うとともに、再発防止のため、所属職員に対し、車両誘導要領の再確認及び車両誘導訓練を実施した。				
58	令和6年 11月29日	和 解 444,100円	浜松市中央区 桜台二丁目 L氏	令和6年 9月20日	浜松市中央区 西丘町199番地 地先 交通事故（物損）
	事故の状況 午後4時00分頃、消防車にて、市道西丘深萩線を南進中、主要地方道浜松環状線との丁字路交差点を、右折専用第2車線から右折した際、車線を左側にはみ出したため、右折専用第1車線から右折した小型乗用車の右側面と消防車の左フロント部が接触した物損事故である。				
	過失割合 浜松市100% 対 策 事故を起こした職員及び同乗していた職員に嚴重注意を行うとともに、再発防止のため、所属職員には映像及び資料を使って事故検証し、実車を使用した車両特性訓練を行った。				

専 決		和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所
番号	年 月 日	賠 償 の 額	住所・氏名	年 月 日	及び事故の内容
59	令和6年 12月5日	和 解 230,300円	浜松市中央区 鴨江三丁目 M氏	令和6年 10月31日	浜松市中央区 鴨江三丁目地内 交通事故（物損）
事故の状況 午前9時45分頃、連絡ごみ回収のため4 t 塵芥車にて鴨江三丁目内を走行中、交差点を左折しようとした際、左折先の電柱等を避けるため、右側に寄せてハンドルを切ったところ、塵芥車の右側後部が相手方敷地内に駐車していた車両の前部バンパーに接触した物損事故である。 過失割合 浜松市100% 対 策 事故を起こした運転手へ、走行時には常に注意して周囲の安全確認を徹底することや、事前に収集ルート of 道路状況を確認して、適した大きさの車両を選択すること等の指導を行うとともに、全職員にもこれらの注意喚起を行った。					
5	令和7年 1月6日	和 解 35,174円	浜松市中央区 初生町 N氏	令和6年 9月24日	浜松市中央区 住吉五丁目16番1号 地先 交通事故（物損）
事故の状況 午後2時47分頃、救急車が緊急走行にて国道257号を南進中、住吉北交差点を右折するため、青信号にて第2車両通行帯から交差点内に進入した際、右折車両通行帯から第2車両通行帯へ車線変更した相手方車両の左側面前部と救急車の右側面後部が接触した物損事故である。 過失割合 浜松市20% 相手方80% 対 策 事故を起こした職員及び同乗していた職員に厳重注意を行うとともに、所属職員には、再発防止のため交差点内への進入方法及び一般車両への伝達方法について研修を行った。					

専 決		和解及び損害 賠 償 の 額	相 手 方 の 住所・氏名	事故発生 年 月 日	事 故 発 生 場 所 及び事故の内容
番号	年 月 日				
6	令和7年 1月6日	和 解 49,500円	浜松市中央区 半田山一丁目20番1号 国立大学法人浜松医 科大学 学長 今野 弘之	令和6年 11月19日	浜松市中央区 半田山一丁目20番1 号 交通事故（物損）
事故の状況 午前11時40分頃、公用車にて浜松医科大学医学部附属病院立体駐車場3階より出庫し、2階から1階へ下るスロープに侵入する際、柱に設置されている緩衝材と公用車左側後部が接触した物損事故である。					
過 失 割 合 浜松市100%					
対 策 事故を起こした職員には、狭い進入路における安全確認を徹底し、慎重な運転に努めるよう指導した。また、課員に対し、安全確認を徹底するよう同様の注意喚起を行った。					
7	令和7年 1月6日	和 解 348,946円	浜松市中央区 三島町 O氏	令和3年 11月29日	浜松市中央区 三島町地先 交通事故（物損）
事故の状況 午後4時15分頃、公用車が訪問先の駐車場から左折にて発進した際、公用車の左側ドア下部分が、相手方駐車場横のアプローチ上に設置してあるライトポールに接触した物損事故である。					
過 失 割 合 浜松市100%					
対 策 事故を起こした職員に対して嚴重注意を行うとともに、課内全職員に安全運転及び事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。また、事故を起こした職員が今回の事故を教訓とするため標語を作成し、課内全職員が常に確認できるよう、執務室内に掲示した。					

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
8	令和7年 1月6日	和 解 116,886円	浜松市中央区 根洗町441番地の2 株式会社セブニー イレブン・ジャパン 浜松根洗町店 オーナー 松原 翔	令和6年 9月18日	浜松市中央区 根洗町441番地の2 交通事故（物損）
事故の状況 午後3時47分頃、火災出動した消防車が、コンビニエンスストアの駐車スペースに停車しようとした際、駐車スペース内のマンホール蓋を踏み、破損させた物損事故である。 過失割合 浜松市100% 対 策 事故を起こした職員を含め、全職員に注意喚起し、私有地等への駐車は原則行わないことを徹底した。 安全・確実・迅速な消防活動が徹底できるよう、安全運転管理者によるグループディスカッションを行い、再発防止に向けた安全運行を指示した。					

物損事故

専 決		和解及び損害 賠 償 の 額	相 手 方 の 住所・氏名	事故発生 年 月 日	事 故 発 生 場 所 及び事故の内容
番号	年 月 日				
9	令和7年 1月6日	和 解 467,589円	浜松市中央区 有玉台三丁目 P 氏	令和6年 10月11日	浜松市中央区 住吉一丁目23番1号 城北小学校内 物損事故
	事故の状況 午後3時58分頃、城北小学校敷地内に駐車していた相手方車両に、 学校屋上から劣化した目地（樹脂）の一部が落下し、車両屋根及びフ ロントガラスに接触して損傷した物損事故である。				
10	令和7年 1月8日	和 解 197,857円	浜松市中央区 泉一丁目 Q 氏	令和6年 7月4日	浜松市中央区 泉一丁目地内 物損事故
	事故の状況 泉小学校のフェンスから飛散した錆が、駐車していた相手方車両の 屋根及び荷物室の蓋に付着して損傷した物損事故である。				
11	令和7年 1月17日	和 解 56,980円	浜松市中央区 佐藤一丁目10番24号 有限会社廣野基礎 代表取締役 廣野 義幸	令和6年 2月23日	浜松市中央区 中田島町1674番地 地先 物損事故
	事故の状況 午後4時30分頃、相手方車両が、遠州灘海浜公園の園路を東進中、 舗装面に生じた穴ぼこ（幅35cm、長さ45cm、深さ7cm）に、車両左側 後輪を落とし、タイヤを損傷した物損事故である。				

第 48 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について

浜松市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

浜松市社会福祉審議会条例（平成１２年浜松市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（審査部会等） 第８条 （略） <u>２</u> 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第６項に規定する措置及び児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）第２９条に規定する里親の認定に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に児童処遇部会を置く。 <u>３・４</u> （略） <u>５</u> 児童処遇部会及び児童虐待検証部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。 <u>６</u> 審査部会、児童処遇部会及び児童虐待検証部会（以下「審査部会等」という。）に部会長を置き、当該審査部会等の委員及び臨時委員の互選により定める。 <u>７～９</u> （略）	（審査部会等） 第８条 （略） <u>２</u> 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）<u>第１１条第１項第２号りに規定する児童の意見又は意向に関する事項を調査審議し、及び意見を具申するため、児童福祉専門分科会に児童権利擁護部会を置く。</u> <u>３</u> 児童福祉法第２７条第６項に規定する措置及び児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）第２９条に規定する里親の認定に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に児童処遇部会を置く。 <u>４・５</u> （略） <u>６</u> <u>児童権利擁護部会、</u>児童処遇部会及び児童虐待検証部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。 <u>７</u> 審査部会、<u>児童権利擁護部会、</u>児童処遇部会及び児童虐待検証部会（以下「審査部会等」という。）に部会長を置き、当該審査部会等の委員及び臨時委員の互選により定める。 <u>８～１０</u> （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

第 49 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について

浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する
条例

浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成１８年浜松市条例第
７３号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（目的） 第１条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）<u>第１３条第１項</u>の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和３年法律第３５号）第２条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報システムの整備その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。	（目的） 第１条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）<u>第１６条第１項</u>の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和３年法律第３５号）第２条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報システムの整備その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

第 50 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市職員定数条例の一部改正について

浜松市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員定数条例の一部を改正する条例

浜松市職員定数条例（昭和２８年浜松市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（職員の定数） 第３条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （１） （略） （２） 市長の事務部局の職員 <u>３，３１５人</u> （３） 上下水道部の職員 <u>２４７人</u> （４）・（５） （略） （６） 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員 ア 事務部局の職員及び学校以外の教育機関の職員 <u>１８１人</u> イ 学校の職員 <u>４，５２１人</u> （７）～（９） （略） ２ （略）	（職員の定数） 第３条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （１） （略） （２） 市長の事務部局の職員 <u>３，３２３人</u> （３） 上下水道部の職員 <u>２４９人</u> （４）・（５） （略） （６） 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員 ア 事務部局の職員及び学校以外の教育機関の職員 <u>１７９人</u> イ 学校の職員 <u>４，５２０人</u> （７）～（９） （略） ２ （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

第 51 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び浜松市職員の育児
休業等に関する条例の一部改正について

浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び浜松市職員の育児休業等に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年浜松市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）
第8条の3 （略）	第8条の3 （略）
2 任命権者は、 <u>3歳に満たない</u> 子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務（第8条第2項（休日等における勤務に係る部分を除く。）に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をいう。以下同じ。）をさせてはならない。	2 任命権者は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務（第8条第2項（休日等における勤務に係る部分を除く。）に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をいう。以下同じ。）をさせてはならない。
3 （略）	3 （略）
4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」と	4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」と

あり、<u>第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第 1 6 条第 1 項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u> 5 （略）	あり、<u>及び前 2 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第 1 6 条第 1 項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u> 5 （略）
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 2 条 浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年浜松市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づき、及び<u>同法</u>を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定める。 （部分休業の承認） 第 9 条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 3 0 分を減じた時間（2 時間を超える場	（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づき、及び<u>育児休業法</u>を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定める。 （部分休業の承認） 第 9 条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 3 0 分を減じた時間（2 時間を超える場

合にあっては、2 時間) を超えない範囲内で (当該非常勤職員が労働基準法第 6 7 条の 規定による育児時間又は育児休業、介護休 業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉 に関する法律 (平成 3 年法律第 7 6 号) <u>第</u> <u>6 1 条第 3 2 項</u>において読み替えて準用す <u>る同条第 2 9 項</u>の規定による介護をするた めの時間 (以下「介護をするための時間」と いう。) の承認を受けて勤務しない場合に あっては、当該減じた時間を超えない範囲内 で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該 介護をするための時間の承認を受けて勤務 しない時間を減じた時間を超えない範囲内 で) 行うものとする。	合にあっては、2 時間) を超えない範囲内で (当該非常勤職員が労働基準法第 6 7 条の 規定による育児時間又は育児休業、介護休 業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉 に関する法律 (平成 3 年法律第 7 6 号) <u>第</u> <u>6 1 条の 2 第 2 0 項</u>の規定による介護をす るための時間 (以下「介護をするための時 間」という。) の承認を受けて勤務しない場 合にあっては、当該減じた時間を超えない 範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又 は当該介護をするための時間の承認を受け て勤務しない時間を減じた時間を超えない 範囲内で) 行うものとする。
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後の日を開始日とする第 1 条の規定による改正後の浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求 (その 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。) を行おうとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該請求を行うことができる。

第 52 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市語学指導等を行う外国青年である職員の報酬等に関する条例の一部改正について

浜松市語学指導等を行う外国青年である職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市語学指導等を行う外国青年である職員の報酬等に関する条例の一部を
改正する条例

浜松市語学指導等を行う外国青年である職員の報酬等に関する条例（平成２年浜松市条例第５号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（報酬） 第２条 職員に対しては、月額<u>３３万円</u>以下で経験年数を考慮して規則で定める額の報酬を支給する。この場合において、任命権者は、任用の事情により必要があると認めるときは、他の職員との均衡上必要と認められる限度において必要な額を加算して支給することができる。 ２・３ （略）	（報酬） 第２条 職員に対しては、月額<u>３６万円</u>以下で経験年数を考慮して規則で定める額の報酬を支給する。この場合において、任命権者は、任用の事情により必要があると認めるときは、他の職員との均衡上必要と認められる限度において必要な額を加算して支給することができる。 ２・３ （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。
- 改正後の第２条第１項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が発生する報酬について適用し、同日前に支給すべき事由が発生した報酬については、なお従前の例による。

第 53 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（昇給の基準） 第5条 （略） 2 前項の規定により職員（<u>次項に規定する職員</u>を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が4級以上であって、管理職手当の支給を受けるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 3 <u>55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員</u>の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。	（昇給の基準） 第5条 （略） 2 前項の規定により職員（<u>次項各号に掲げる職員</u>を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が4級以上であって、管理職手当の支給を受けるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 3 <u>次に掲げる職員</u>の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。 （1）<u>55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）</u>

4～6 (略)

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)～(6) (略)

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員

4～6 (略)

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(5) (略)

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するもの

該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１万１，０００円とする。

- ４ 扶養親族たる子のうちに１５歳に達する日後の最初の４月１日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第１１条 新たに職員となった者に扶養親族（行政職９級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職９級職員等から行政職９級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならぬ。

（１）新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行政職９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

（２）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２

として規則で定める職員にあつては、３，５００円）とする。

- ４ 扶養親族たる子のうちに１５歳に達する日後の最初の４月１日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

５ 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

６ 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第１１条 削除

項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行政職 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行政職 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職 9 級職員等から行政職 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないとき又は職員に扶養親族（行政職 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときにおいてはその届出の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職 9 級職員等以外の職員から行政職 9 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの

全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

3 扶養手当は、第1号又は第3号に掲げる事

実が生じた場合においては、その届出の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）、第2号又は第4号から第7号までに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行政職9級職員等が行政職9級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等が行政職8級職員等及び行政職9級職員等以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職9級職員等以外のものが行政職9級職員等となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で行政職 8 級職員等及び行政職 9 級職員等以外のものが行政職 8 級職員等となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

4 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(住居手当)

第 12 条の 2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) (略)

(2) 次条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額 1 万 2, 0 0 0 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 ～ 4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第 19 条の 2 第 18 条の 2 第 1 項に規定する職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務条件条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 9 条第 1 項の規定に基づく

(住居手当)

第 12 条の 2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) (略)

(2) 次条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額 1 万 2, 0 0 0 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 ～ 4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第 19 条の 2 第 18 条の 2 第 1 項に規定する職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務条件条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 9 条第 1 項の規定に基づく

週休日又は勤務条件条例第 10 条に規定する休日(勤務条件条例第 9 条第 2 項の規定により当該休日を変更された場合にあっては、当該変更により休日にされた日)(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務した場合</u>は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第 1 項に規定する場合 同項の規定による勤務 1 回につき、1 万 2, 000 円を超えない範囲内において規則で定める額<u>(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、当該額に 100 分の 150 を乗じて得た額)</u> (2) (略) 4 (略) (特定の職員についての適用除外) 第 19 条の 3 (略) 2 <u>第 10 条、第 11 条、第 12 条の 2、第 13 条の 2 及び第 13 条の 3</u>の規定は、定年	週休日又は勤務条件条例第 10 条に規定する休日(勤務条件条例第 9 条第 2 項の規定により当該休日を変更された場合にあっては、当該変更により休日にされた日)(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務をした場合</u>は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間 (週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額<u>(前 2 項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額)</u>とする。 (1) 第 1 項に規定する場合 同項の規定による勤務 1 回につき、1 万 2, 000 円を超えない範囲内において規則で定める額 (2) (略) 4 (略) (特定の職員についての適用除外) 第 19 条の 3 (略) 2 <u>第 9 条の 2 及び第 10 条の規定は</u>、定年再任用短時間勤務職員には適用しない。
--	---

前再任用短時間勤務職員には適用しない。			
別表第3（第3条関係）		別表第3（第3条関係）	
行政職給料表等級別基準職務表		行政職給料表等級別基準職務表	
職務 の級	職務の内容	職務 の級	職務の内容
(略)		(略)	
9級	(1) (略)	9級	(1) (略)
	(2)～(6) (略)		(2) 市長公室長の職務
			(3)～(7) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		

36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000	386,600			
87	256,300	297,400	346,400	387,000			
88	256,600	297,700	346,800	387,400			
89	256,900	298,000	347,000	387,700			
90	257,200	298,300	347,400	388,200			
91	257,500	298,600	347,800	388,600			
92	257,800	299,000	348,200	389,000			
93	258,100	299,200	348,400	389,300			
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				
96		300,100	349,500				
97		300,300	349,800				

	98		300,600	350,200						
	99		301,000	350,600						
	100		301,400	351,000						
	101		301,600	351,500						
	102		301,900	351,900						
	103		302,200	352,300						
	104		302,500	352,700						
	105		302,700	353,200						
	106		303,000	353,600						
	107		303,300	353,900						
	108		303,600	354,200						
	109		303,800	354,700						
	110		304,200							
	111		304,600							
	112		304,900							
	113		305,100							
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		

20	350,800	435,100	489,600
21	354,000	436,500	491,500
22	357,100	438,000	493,200
23	360,200	439,500	495,000
24	363,200	440,900	496,800
25	366,200	442,300	498,400
26	368,500	443,700	500,200
27	370,800	445,100	502,000
28	373,000	446,500	503,600
29	374,900	447,900	505,000
30	376,600	449,300	506,700
31	378,300	450,700	508,500
32	380,100	452,100	510,200
33	381,900	453,500	511,700
34	383,700	454,900	513,000
35	385,300	456,300	514,300
36	386,700	457,700	515,600
37	388,100	459,100	516,600
38	389,600	460,800	517,900
39	391,100	462,400	519,200
40	392,600	464,000	520,500
41	394,100	465,600	521,500
42	394,800	466,800	522,300
43	395,400	468,000	523,100
44	396,100	469,100	523,900
45	397,000	470,100	524,800
46	397,600	471,100	525,600
47	398,200	472,000	526,400
48	398,800	472,800	527,100
49	399,400	473,500	527,900
50	399,900	474,200	528,700
51	400,400	474,900	529,400
52	400,900	475,500	530,300
53	401,400	476,200	531,200
54	401,800	476,900	532,000
55	402,200	477,500	532,900
56	402,600	478,100	533,800
57	403,000	478,400	534,600
58	403,400	479,000	535,500
59	403,800	479,700	536,400
60	404,200	480,400	537,100
61	404,600	480,800	537,900
62	405,000	481,400	538,800
63	405,400	482,100	539,700
64	405,800	482,800	540,600
65	406,100	483,200	541,400
66		483,800	542,300
67		484,400	543,200
68		484,900	544,100
69		485,400	544,900
70		485,900	545,800
71		486,400	546,700
72		486,900	547,600
73		487,300	548,400
74		487,800	
75		488,200	
76		488,700	
77		489,200	
78		489,800	
79		490,400	
80		490,800	
81		491,300	

	82		491,900			
	83		492,500			
	84		493,000			
	85		493,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において浜松市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準じるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準じるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第10条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 心身に障害を有する者」とあるのは

「(5) 心身に障害を有する者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む。)」 と、同

条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とある

のは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3, 0 0 0 円とする」とする。

(再任用職員へのへき地手当に準じる手当に関する経過措置)

- 5 切替日以後に新たに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年浜松市条例第 3 5 号）附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員（以下この項においてこれらを「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第 1 3 条の 3 の規定は、切替日以後に同条第 1 項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する小学校、中学校若しくは共同調理場の移転があった再任用職員について適用する。

(規則への委任)

- 6 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 7 浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年浜松市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例) 第7条の13 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><th colspan="3">(略)</th></tr><tr><td>第19条の3第2項</td><td>第13条の2及び第13条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員</td><td>第12条の3、第13条の2及び第13条の3の規定は、任期付短時間勤務職員</td></tr></table> 2・3 (略)	(略)			第19条の3第2項	第13条の2及び第13条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員	第12条の3、第13条の2及び第13条の3の規定は、任期付短時間勤務職員	(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例) 第7条の13 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><th colspan="3">(略)</th></tr><tr><td>第19条の3第2項</td><td>第9条の2及び第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員</td><td>第10条、第12条の2、第12条の3、第13条の2及び第13条の3の規定は、任期付短時間勤務職員</td></tr></table> 2・3 (略)	(略)			第19条の3第2項	第9条の2及び第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員	第10条、第12条の2、第12条の3、第13条の2及び第13条の3の規定は、任期付短時間勤務職員
(略)													
第19条の3第2項	第13条の2及び第13条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員	第12条の3、第13条の2及び第13条の3の規定は、任期付短時間勤務職員											
(略)													
第19条の3第2項	第9条の2及び第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員	第10条、第12条の2、第12条の3、第13条の2及び第13条の3の規定は、任期付短時間勤務職員											

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則別表（附則第 2 項関係）

号給の切替表

- 1 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		

60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70				
79	75	71	71				
80	76	72	72				
81	77	73	73				
82	78	74	74				
83	79	75	75				
84	80	76	76				
85	81	77	77				
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86					
95	91	87					
96	92	88					
97	93	89					
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

2 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1

4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	

66	54	50		
67	55	51		
68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		
72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

第 54 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１３年浜松市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（災害応急作業手当） 第１４条 災害応急作業手当は、職員が、<u>異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある道路、河川等の現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。）</u>に従事したときに支給する。	（災害応急作業手当） 第１４条 災害応急作業手当は、職員が<u>次に掲げる作業</u>に従事したときに支給する。 (1) <u>異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路、河川等の現場において行う巡回監視</u> (2) <u>前号に規定する現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査</u> (3) <u>異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第１項又は第２３条の２第１項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域で行う災害応急対策又は災害復旧のための作業として規則で定めるもの</u>
２ 前項の手当の額は、作業に従事した日１日	２ 前項の手当の額は、作業に従事した日１日

につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>前項に規定する作業のうち、巡回監視</u> 6 0 0 円 (2) <u>前項に規定する作業のうち、応急作業等</u> 9 1 0 円	につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>前項第 1 号の作業</u> 6 0 0 円 (2) <u>前項第 2 号及び第 3 号の作業</u> 9 1 0 円
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。
- 2 改正後の第 1 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に従事する作業に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事した作業に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

第 55 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市職員退職手当支給条例の一部改正について

浜松市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市職員退職手当支給条例（昭和38年浜松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（失業者の退職手当） 第16条 （略） 2～10 （略） 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 （1）～（3） （略） （4） 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （5）・（6） （略） 12・13 （略） 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>	（失業者の退職手当） 第16条 （略） 2～10 （略） 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 （1）～（3） （略） （4） <u>安定した</u>職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （5）・（6） （略） 12・13 （略） 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号

イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号

ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 (略)

附 則

(令和7年3月31日以前に退職した職員に対する退職手当の支給の特例)

17 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定す
ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則
る厚生労働省令で定める理由により就職が
第5条第1項に規定する地域内に居住し、か
困難な者であって、同法第24条の2第1項
つ、市長が同法第24条の2第1項に規定す

15～17 (略)

附 則

(令和9年3月31日以前に退職した職員に対する退職手当の支給の特例)

17 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定す
ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則
る厚生労働省令で定める理由により就職が
第5条第1項に規定する地域内に居住し、か
困難な者であって、同法第24条の2第1項
つ、市長が同法第24条の2第1項に規定す

第2号に掲げる者に相当する者として規則の指導基準に照らして再就職を促進するた で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規 めに必要な職業安定法第4条第4項に規定 する指導基準に照らして再就職を促進す する職業指導を行うことが適当であると認 るために必要な職業安定法第4条第4項に めたもの（アに掲げる者を除く。） 規定する職業指導を行うことが適当である と認めたもの 」とする。	第2号に掲げる者に相当する者として規則 の指導基準に照らして再就職を促進するた で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規 めに必要な職業安定法第4条第4項に規定 する指導基準に照らして再就職を促進す する職業指導を行うことが適当であると認 るために必要な職業安定法第4条第4項に めたもの（アに掲げる者を除く。） 規定する職業指導を行うことが適当である と認めたもの 」とする。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 （国立大学法人法の施行に伴う経過措置） 11 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>附則別表第1</u>の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職した者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相	附 則 （国立大学法人法の施行に伴う経過措置） 11 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>附則別表</u>の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職した者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する

当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。 12 旧機関の職員が、第9条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準のうち退職手当に係るものをいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。	給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。 12 旧機関の職員が、第9条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準のうち退職手当に係るものをいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の浜松市職員退職手当支給条例第16条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した浜松市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第 56 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市財政調整基金に関する条例の一部改正について

浜松市財政調整基金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市財政調整基金に関する条例の一部を改正する条例

浜松市財政調整基金に関する条例（昭和３８年浜松市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（積立て） 第２条 基金として積み立てる額は、<u>予算</u>の定めるところによる。	（積立て） 第２条 基金として積み立てる額は、<u>次に定め</u>るところによる。 <u>(1) 各年度において生じた一般会計の歳入</u> <u>歳出決算上の剰余金のうち、２分の１を</u> <u>下らない範囲内において市長が定める額</u> <u>(2) 前号に定めるもののほか、予算で定め</u> <u>る額</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

第 57 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市税条例の一部改正について

浜松市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市税条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市税条例（昭和29年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第91条 （略） 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）<u>、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び</u><u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</u>	第91条 （略） 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）<u>、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の、</u><u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）<u>、同法第95条の2第3項の規定により同条第2項に規定する特定免許情報が記録された個人番号カードその他第5号に掲げる事項を証することができるものを</u></u>提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しな

(1)～(4) (略) (5) 運転免許証の番号、<u>交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件</u>が付されている場合にはその条件 (6) (略) 3・4 (略)	なければならない。 (1)～(4) (略) (5) <u>軽自動車等を運転する者の運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録の番号及び有効期限並びに運転免許の種類、条件</u>が付されている場合にはその条件<u>その他市長が必要と認める事項</u> (6) (略) 3・4 (略)
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から14日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該区内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。	(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から14日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該区内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和７年４月１日から施行する。

第 58 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市手数料条例の一部改正について

浜松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
（納付の時期）		（納付の時期）	
第3条 手数料は、申請の際納付しなければならない。ただし、次の各号に規定する手数料については、当該各号に掲げる時期までに納付しなければならない。		第3条 手数料は、申請の際納付しなければならない。ただし、次の各号に規定する手数料については、当該各号に掲げる時期までに納付しなければならない。	
（1）別表保健・衛生の項第111号 その月分を当該月の翌月末日		（1）別表保健・衛生の項第113号 その月分を当該月の翌月末日	
（2）・（3）（略）		（2）・（3）（略）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
（略）		（略）	
保健・衛生	(1)～(105)（略） (106)～(128)（略）	保健・衛生	(1)～(105)（略） (106) 農林水産物及び食品の輸出に係る衛生証明書の発行の申請 870 (107) 農林水産物及び食品の輸出に係る適合施設の認定の申請 ア 現地調査を行う場合 20,900 イ 現地調査を行わない場合 10,400 (108)～(130)（略）
経済	(1)～(12)（略） (13) 農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令に基づく所有権移転又は所有権保存の登記の嘱託 5,000 (14)～(18)（略）	経済	(1)～(12)（略） (13)～(17)（略）
土木・建築	(1)～(88)（略）	土木・建築	(1)～(88)（略） (89) 低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書の交付の求め ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合 次に掲げる金額の合計

額	
(ア) 一戸建ての専用住宅	1,000
(イ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の住戸部分 の請求戸数が	
あ 1戸のもの	1,000
い 2戸以上5戸以下の もの	3,000
う 6戸以上10戸以下の もの	5,000
え 11戸以上25戸以下 のもの	8,000
お 26戸以上50戸以下 のもの	14,000
か 51戸以上100戸以下 のもの	26,000
き 101戸以上200戸以 下のもの	41,000
く 201戸以上300戸以 下のもの	53,000
け 301戸以上のもの	56,000
(ウ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。)の床面積の合 計が	
あ 300平方メートル以 内のもの	3,000
い 300平方メートルを 超え1,000平方メート ル以内のもの	5,000
う 1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの	8,000
え 2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	26,000
お 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	41,000
か 10,000平方メート ルを超え25,000平方 メートル以内のもの	52,000
き 25,000平方メート ルを超えるもの	65,000
(エ) 住宅以外の建築物又 はその部分の床面積の 合計が	
あ 300平方メートル以 内のもの	3,000
い 300平方メートルを 超え1,000平方メート	5,000

	<u>ル以内のもの</u>	
	<u>う 1,000平方メートル</u>	<u>8,000</u>
	<u>を超え2,000平方メー</u>	
	<u>トル以内のもの</u>	
	<u>え 2,000平方メートル</u>	<u>26,000</u>
	<u>を超え5,000平方メー</u>	
	<u>トル以内のもの</u>	
	<u>お 5,000平方メートル</u>	<u>41,000</u>
	<u>を超え10,000平方メ</u>	
	<u>ートル以内のもの</u>	
	<u>か 10,000平方メート</u>	<u>52,000</u>
	<u>ルを超え25,000平方</u>	
	<u>メートル以内のもの</u>	
	<u>き 25,000平方メート</u>	<u>65,000</u>
	<u>ルを超えるもの</u>	
イ	<u>ア以外の場合</u>	
	<u>次に掲げる金額の合計</u>	
	<u>額</u>	
	<u>(ア) 一戸建ての専用住宅</u>	<u>9,000</u>
	<u>(誘導仕様基準のみに</u>	
	<u>より評価を行ったもの</u>	
	<u>を除く。)</u>	
	<u>(イ) 一戸建ての専用住宅</u>	
	<u>以外の住宅の住戸部分</u>	
	<u>(誘導仕様基準のみに</u>	
	<u>より評価を行ったもの</u>	
	<u>を除く。)の請求戸数が</u>	
	<u>あ 1戸のもの</u>	<u>9,000</u>
	<u>い 2戸以上5戸以下の</u>	<u>19,000</u>
	<u>もの</u>	
	<u>う 6戸以上10戸以下の</u>	<u>27,000</u>
	<u>もの</u>	
	<u>え 11戸以上25戸以下</u>	<u>39,000</u>
	<u>のもの</u>	
	<u>お 26戸以上50戸以下</u>	<u>56,000</u>
	<u>のもの</u>	
	<u>か 51戸以上100戸以下</u>	<u>81,000</u>
	<u>のもの</u>	
	<u>き 101戸以上200戸以</u>	<u>111,000</u>
	<u>下のもの</u>	
	<u>く 201戸以上300戸以</u>	<u>146,000</u>
	<u>下のもの</u>	
	<u>け 301戸以上のもの</u>	<u>170,000</u>
	<u>(ウ) 一戸建ての専用住宅</u>	<u>4,000</u>
	<u>(誘導仕様基準のみに</u>	
	<u>より評価を行ったもの</u>	
	<u>に限る。)</u>	
	<u>(エ) 一戸建ての専用住宅</u>	
	<u>以外の住宅の住戸部分</u>	
	<u>(誘導仕様基準のみに</u>	
	<u>より評価を行ったもの</u>	
	<u>に限る。)の請求戸数が</u>	
	<u>あ 1戸のもの</u>	<u>4,000</u>

		い 2戸以上5戸以下の もの	9,000
		う 6戸以上10戸以下の もの	13,000
		え 11戸以上25戸以下 のもの	20,000
		お 26戸以上50戸以下 のもの	30,000
		か 51戸以上100戸以下 のもの	47,000
		き 101戸以上200戸以 下のもの	67,000
		く 201戸以上300戸以 下のもの	87,000
		け 301戸以上のもの	98,000
		(オ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。)の床面積の合 計が	
		あ 300平方メートル以 内のもの	30,000
		い 300平方メートルを 超え1,000平方メー トル以内のもの	38,000
		う 1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの	50,000
		え 2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	80,000
		お 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	104,000
		か 10,000平方メー トルを超え25,000平方 メートル以内のもの	125,000
		き 25,000平方メー トルを超えるもの	146,000
		(カ) 住宅以外の建築物又 はその部分(モデル建物 法により評価を行った ものを除く。)の床面積 の合計が	
		あ 300平方メートル以 内のもの	62,000
		い 300平方メートルを 超え1,000平方メー トル以内のもの	78,000
		う 1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの	101,000

		え 2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	146,000
		お 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	182,000
		か 10,000平方メート ルを超え25,000平方 メートル以内のもの	216,000
		き 25,000平方メート ルを超えるもの	247,000
		(キ) 住宅以外の建築物又 はその部分(モデル建物 法により評価を行った ものに限る。)の床面積 の合計が	
		あ 300平方メートル以 内のもの	24,000
		い 300平方メートルを 超え1,000平方メート ル以内のもの	30,000
		う 1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの	41,000
		え 2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	68,000
		お 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	90,000
		か 10,000平方メート ルを超え25,000平方 メートル以内のもの	109,000
		き 25,000平方メート ルを超えるもの	128,000
(89) 建築物エネルギー消費 性能確保計画に係る建築物 エネルギー消費性能適合性 判定	(90) 建築物エネルギー消費 性能確保計画に係る建築物 エネルギー消費性能適合性 判定	ア 建築物エネルギー消費 性能向上計画認定の通知 書(当該認定に係る他の建 築物として記載されたも のに限る。)を添付する場 合 次に掲げる金額の合計 額	
		(ア) 一戸建ての専用住宅	5,000
		(イ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の住戸部分 の判定戸数(増築又は改 築(以下第95号までにお いて「増築等」という。)	

		をする場合にあっては、 当該増築等の部分の判 定戸数) が	
	あ	1戸のもの	5,000
	い	2戸以上5戸以下の もの	10,000
	う	6戸以上10戸以下の もの	17,000
	え	11戸以上25戸以下 のもの	29,000
	お	26戸以上50戸以下 のもの	49,000
	か	51戸以上100戸以下 のもの	88,000
	き	101戸以上200戸以 下のもの	139,000
	く	201戸以上300戸以 下のもの	176,000
	け	301戸以上のもの	188,000
	(ウ)	一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。)の床面積(増 築等をする場合にあっ ては、当該増築等の部分 の床面積)の合計が	
	あ	300平方メートル以 内のもの	10,000
	い	300平方メートルを 超え1,000平方メー トル以内のもの	17,000
	う	1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの	29,000
	え	2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	87,000
	お	5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	137,000
	か	10,000平方メー トルを超え25,000平方 メートル以内のもの	174,000
	き	25,000平方メー トルを超えるもの	217,000
	(エ)	住宅以外の建築物又 はその部分の床面積(増 築等をする場合にあっ ては、当該増築等の部分 の床面積)の合計が	
	あ	300平方メートル以 内のもの	10,000

次に掲げる金額の合計額。
ただし、工場等（工場、畜舎、
自動車車庫、自転車駐車場、
倉庫、観覧場、卸売市場、火
葬場その他エネルギーの使
用の状況に関してこれらに
類するものをいう。以下第91
号までにおいて同じ。）の部
分及びその他の非住宅部分
を有する建築物にあっては、
当該合計額と、当該工場等の
部分を当該その他の非住宅
部分とみなして算定した金
額のいずれか低い金額とす
る。

い 300平方メートルを 超え1,000平方メー トル以内のもの	17,000
う 1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの	29,000
え 2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	87,000
お 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	137,000
か 10,000平方メー トルを超え25,000平方 メートル以内のもの	174,000
き 25,000平方メー トルを超えるもの	217,000

イ ア以外の場合

次に掲げる金額の合計
額。ただし、工場等（工場、
畜舎、自動車車庫、自転車
駐車場、倉庫、観覧場、卸
売市場、火葬場その他エネ
ルギーの使用の状況に関
してこれらに類するもの
をいう。以下第95号まで
において同じ。）の部分及び
その他の非住宅部分を有
する建築物にあっては、当
該合計額と、当該工場等の
部分を当該その他の非住
宅部分とみなして算定し
た金額のいずれか低い金
額とする。

(7) 一戸建ての専用住宅 (仕様基準のみにより 評価を行ったものを除 く。)	37,000
(4) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の住戸部分 (仕様基準のみにより 評価を行ったものを除 く。)の判定戸数（増築 等をする場合にあって は、当該増築等の部分の 判定戸数）が	
あ 1戸のもの	37,000
い 2戸以上5戸以下の もの	75,000
う 6戸以上10戸以下の もの	106,000
え 11戸以上25戸以下 のもの	150,000

	お 26戸以上50戸以下 のもの	215,000
	か 51戸以上100戸以下 のもの	309,000
	き 101戸以上200戸以 下のもの	418,000
	く 201戸以上300戸以 下のもの	549,000
	け 301戸以上のもの	644,000
	(ウ) 一戸建ての専用住宅 (仕様基準のみにより 評価を行ったものに限 る。)	18,000
	(エ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の住戸部分 (仕様基準のみにより 評価を行ったものに限 る。)の判定戸数(増築 等をする場合にあって は、当該増築等の部分 の判定戸数)が	
	あ 1戸のもの	18,000
	い 2戸以上5戸以下の もの	35,000
	う 6戸以上10戸以下の もの	51,000
	え 11戸以上25戸以下 のもの	75,000
	お 26戸以上50戸以下 のもの	112,000
	か 51戸以上100戸以下 のもの	171,000
	き 101戸以上200戸以 下のもの	243,000
	く 201戸以上300戸以 下のもの	315,000
	け 301戸以上のもの	358,000
	(オ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。)の床面積(増 築等をする場合にあっ ては、当該増築等の部分 の床面積)の合計が	
	あ 300平方メートル以 内のもの	118,000
	い 300平方メートルを 超え1,000平方メー トル以内のもの	149,000
	う 1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの	195,000

		え 2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	304,000
		お 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	390,000
		か 10,000平方メー トルを超え25,000平方 メートル以内のもの	466,000
		き 25,000平方メー トルを超えるもの	543,000
		(カ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの を除く。)のみの増築等 をする場合にあっては、 当該増築等の部分の床 面積の合計が	
		あ 300平方メートル以 内のもの	10,000
		い 300平方メートルを 超え1,000平方メー トル以内のもの	17,000
		う 1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの	29,000
		え 2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	87,000
		お 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	137,000
		か 10,000平方メー トルを超え25,000平方 メートル以内のもの	174,000
		き 25,000平方メー トルを超えるもの	217,000
		(キ) 住宅及び工場等以外 の建築物又はその部分 (モデル建物法により 評価を行ったものを除 く。)の床面積(増築等 をする場合にあっては、 当該増築等の部分の床 面積)の合計が	
ア	住宅及び工場等以外の 建築物又はその部分(エに 規定する建築物及びモデ ル建物法により評価を行 ったものを除く。)の床面 積(その増築又は改築(以 下第91号までにおいて「増 築等」という。)の場合に おいて、当該増築等の部分 以外の非住宅部分の一次 エネルギー消費量を基準 一次エネルギー消費量で 除して得た値(以下「BEI 値」という。)を1.1以上 としているとき)にあって		

は、当該増築等の部分の床面積)の合計が

(ア)～(キ) (略)

イ 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分(エに規定する建築物を除き、モデル建物法により評価を行ったものに限る。)の床面積(その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.1以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が

(ア)～(キ) (略)

ウ 工場等又はその部分(エに規定する建築物を除く。)の床面積(その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.1以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が

(ア)～(キ) (略)

エ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知書を添付する場合において、当該認定に係る他の建築物の床面積(その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.1以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が

(ア) 300平方メートル以内 10,000
のもの

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17,000

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 29,000

(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 87,000

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 137,000

(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 174,000

(キ) 25,000平方メートル 217,000

あ～き (略)

(ク) 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものに限る。)の床面積(増築等をする場合にあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が

あ～き (略)

(ケ) 工場等又はその部分の床面積(増築等をする場合にあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が

あ～き (略)

-92-

次に掲げる金額の合計額。
ただし、工場等の部分及びその他の非住宅部分を有する建築物にあっては、当該合計額と、当該工場等の部分を当該その他の非住宅部分とみなして算定した金額のいずれか低い金額とする。

<u>を超え5,000平方メートル以内のもの</u>	
お <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	82,000
か <u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u>	104,000
き <u>25,000平方メートルを超えるもの</u>	130,000
(エ) <u>住宅以外の建築物又はその部分の床面積(増築等をする場合にあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が</u>	
あ <u>300平方メートル以内のもの</u>	6,000
い <u>300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	10,000
う <u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	17,000
え <u>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	52,000
お <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	82,000
か <u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u>	104,000
き <u>25,000平方メートルを超えるもの</u>	130,000
イ <u>ア以外の場合</u>	
次に掲げる金額の合計額。ただし、工場等の部分及びその他の非住宅部分を有する建築物にあっては、当該合計額と、当該工場等の部分を当該その他の非住宅部分とみなして算定した金額のいずれか低い金額とする。	
(ア) <u>一戸建ての専用住宅(仕様基準のみにより評価を行ったものを除く。)</u>	19,000
(イ) <u>一戸建ての専用住宅以外の住宅の住戸部分(仕様基準のみにより評価を行ったものを除く。)の判定戸数(増築</u>	

		等をする場合にあつては、当該増築等の部分の判定戸数) が	
	あ	1戸のもの	19,000
	い	2戸以上5戸以下のもの	38,000
	う	6戸以上10戸以下のもの	55,000
	え	11戸以上25戸以下のもの	78,000
	お	26戸以上50戸以下のもの	112,000
	か	51戸以上100戸以下のもの	163,000
	き	101戸以上200戸以下のもの	223,000
	く	201戸以上300戸以下のもの	292,000
	け	301戸以上のもの	341,000
	(ウ)	一戸建ての専用住宅 (仕様基準のみにより評価を行ったものに限る。)	9,000
	(エ)	一戸建ての専用住宅 以外の住宅の住戸部分 (仕様基準のみにより評価を行ったものに限る。)の判定戸数(増築等をする場合にあつては、当該増築等の部分の判定戸数) が	
	あ	1戸のもの	9,000
	い	2戸以上5戸以下のもの	18,000
	う	6戸以上10戸以下のもの	27,000
	え	11戸以上25戸以下のもの	40,000
	お	26戸以上50戸以下のもの	60,000
	か	51戸以上100戸以下のもの	94,000
	き	101戸以上200戸以下のもの	135,000
	く	201戸以上300戸以下のもの	175,000
	け	301戸以上のもの	197,000
	(オ)	一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。)の床面積(増築等をする場合にあつ	

ア	住宅及び工場等以外の建築物又はその部分(エに規定する建築物及びモデル建物法により評価を行ったものを除く。)の床面			ては、当該増築等の部分の床面積)の合計が	
				あ 300平方メートル以内のもの	60,000
				い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	76,000
				う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	100,000
				え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	160,000
				お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	209,000
				か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	250,000
				き 25,000平方メートルを超えるもの	293,000
				(カ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分(一次エネルギー消費量の評価を行ったものを除く。)のみの増築等をする場合にあっては、当該増築等の部分の床面積の合計が	
				あ 300平方メートル以内のもの	6,000
				い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	10,000
				う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000
				え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000
				お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000
				か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000
				き 25,000平方メートルを超えるもの	130,000
				(キ) 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものを除く。)の床面積(増築等	

	積(その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.1以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が <u>(ア)～(キ) (略)</u> <u>イ</u> 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分(エに規定する建築物を除き、モデル建物法により評価を行ったものに限る。)の床面積(その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.1以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が <u>(ア)～(キ) (略)</u> <u>ウ</u> 工場等又はその部分(エに規定する建築物を除く。)の床面積(その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.1以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が <u>(ア)～(キ) (略)</u> <u>エ</u> 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知書を添付する場合において、当該認定に係る他の建築物の床面積(その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.1以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が <u>(ア) 300平方メートル以内のもの</u> 6,000 <u>(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> 10,000 <u>(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u> 17,000 <u>(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> 52,000 <u>(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル</u> 82,000		をする場合にあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が <u>あ～き (略)</u> <u>(ク)</u> 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものに限る。)の床面積(増築等をする場合にあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が <u>あ～き (略)</u> <u>(ケ)</u> 工場等又はその部分の床面積(増築等をする場合にあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が <u>あ～き (略)</u>
--	--	--	--

<u>ル以内のもの</u>		
(カ) <u>10,000平方メートル</u>	<u>104,000</u>	
<u>を超え25,000平方メー</u>		
<u>トル以内のもの</u>		
(キ) <u>25,000平方メートル</u>	<u>130,000</u>	
<u>を超えるもの</u>		
(91) 建築物エネルギー消費		
性能確保計画の軽微な変更		
に関する証明書の交付の求		
め		
(92) 建築物エネルギー消費		
性能確保計画の軽微な変更		
に関する証明書の交付の求		
め		
<u>ア 建築物のエネルギー消</u>		
<u>費性能の向上等に関する</u>		
<u>法律第30条第1項第1号に</u>		
<u>掲げる基準に適合するこ</u>		
<u>とを証する書面として市</u>		
<u>長が認めたものを添付す</u>		
<u>る場合</u>		
<u>次に掲げる金額の合計</u>		
<u>額</u>		
(ア) <u>一戸建ての専用住宅</u>	<u>1,000</u>	
(イ) <u>一戸建ての専用住宅</u>		
<u>以外の住宅の住戸部分</u>		
<u>の請求戸数(増築等をす</u>		
<u>る場合にあっては、当該</u>		
<u>増築等の部分の請求戸</u>		
<u>数)が</u>		
あ <u>1戸のもの</u>	<u>1,000</u>	
い <u>2戸以上5戸以下の</u>	<u>3,000</u>	
<u>もの</u>		
う <u>6戸以上10戸以下の</u>	<u>5,000</u>	
<u>もの</u>		
え <u>11戸以上25戸以下</u>	<u>8,000</u>	
<u>のもの</u>		
お <u>26戸以上50戸以下</u>	<u>14,000</u>	
<u>のもの</u>		
か <u>51戸以上100戸以下</u>	<u>26,000</u>	
<u>のもの</u>		
き <u>101戸以上200戸以</u>	<u>41,000</u>	
<u>下のもの</u>		
く <u>201戸以上300戸以</u>	<u>53,000</u>	
<u>下のもの</u>		
け <u>301戸以上のもの</u>	<u>56,000</u>	
(ウ) <u>一戸建ての専用住宅</u>		
<u>以外の住宅の共用部分</u>		
<u>(一次エネルギー消費</u>		
<u>量の評価を行ったもの</u>		
<u>に限る。)の床面積(増</u>		
<u>築等をする場合にあっ</u>		
<u>ては、当該増築等の部分</u>		
<u>の床面積)の合計が</u>		
あ <u>300平方メートル以</u>	<u>3,000</u>	
<u>内のもの</u>		
い <u>300平方メートルを</u>	<u>5,000</u>	

					<u>超え1,000平方メートル以内のもの</u> <u>う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u> <u>え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> <u>お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> <u>か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u> <u>き 25,000平方メートルを超えるもの</u> <u>(エ) 住宅以外の建築物又はその部分の床面積(増築等をする場合にあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が</u> <u>あ 300平方メートル以内のもの</u> <u>い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> <u>う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u> <u>え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> <u>お 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> <u>か 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u> <u>き 25,000平方メートルを超えるもの</u> <u>イ ア以外の場合</u> <u>次に掲げる金額の合計額。ただし、工場等の部分及びその他の非住宅部分を有する建築物にあっては、当該合計額と、当該工場等の部分を当該その他の非住宅部分とみなして算定した金額のいずれか低い金額とする。</u> <u>(ア) 一戸建ての専用住宅</u> <u>(仕様基準のみにより評価を行ったものを除</u>	 8,000 26,000 41,000 52,000 65,000 3,000 5,000 8,000 26,000 41,000 52,000 65,000 9,000

			く。)	
			(イ) 一戸建ての専用住宅	
			以外の住宅の住戸部分	
			(仕様基準のみにより	
			評価を行ったものを除	
			く。)の請求戸数(増築	
			等をする場合にあって	
			は、当該増築等の部分の	
			請求戸数)が	
			あ 1戸のもの	9,000
			い 2戸以上5戸以下の	19,000
			もの	
			う 6戸以上10戸以下の	27,000
			もの	
			え 11戸以上25戸以下	39,000
			のもの	
			お 26戸以上50戸以下	56,000
			のもの	
			か 51戸以上100戸以下	81,000
			のもの	
			き 101戸以上200戸以	111,000
			下のもの	
			く 201戸以上300戸以	146,000
			下のもの	
			け 301戸以上のもの	170,000
			(ウ) 一戸建ての専用住宅	4,000
			(仕様基準のみにより	
			評価を行ったものに限	
			る。)	
			(エ) 一戸建ての専用住宅	
			以外の住宅の住戸部分	
			(仕様基準のみにより	
			評価を行ったものに限	
			る。)の請求戸数(増築	
			等をする場合にあって	
			は、当該増築等の部分の	
			請求戸数)が	
			あ 1戸のもの	4,000
			い 2戸以上5戸以下の	9,000
			もの	
			う 6戸以上10戸以下の	13,000
			もの	
			え 11戸以上25戸以下	20,000
			のもの	
			お 26戸以上50戸以下	30,000
			のもの	
			か 51戸以上100戸以下	47,000
			のもの	
			き 101戸以上200戸以	67,000
			下のもの	
			く 201戸以上300戸以	87,000
			下のもの	
			け 301戸以上のもの	98,000

<u>(オ) 一戸建ての専用住宅</u>	
<u>以外の住宅の共用部分</u>	
<u>(一次エネルギー消費</u>	
<u>量の評価を行ったもの</u>	
<u>に限る。)の床面積(増</u>	
<u>築等をする場合にあっては、当該増築等の部分</u>	
<u>の床面積)の合計が</u>	
あ 300平方メートル以	30,000
<u>内のもの</u>	
い 300平方メートルを	38,000
<u>超え1,000平方メー</u>	
<u>トル以内のもの</u>	
う 1,000平方メートル	50,000
<u>を超え2,000平方メー</u>	
<u>トル以内のもの</u>	
え 2,000平方メートル	80,000
<u>を超え5,000平方メー</u>	
<u>トル以内のもの</u>	
お 5,000平方メートル	104,000
<u>を超え10,000平方メー</u>	
<u>トル以内のもの</u>	
か 10,000平方メー	125,000
<u>トルを超え25,000平方</u>	
<u>メートル以内のもの</u>	
き 25,000平方メー	146,000
<u>トルを超えるもの</u>	
<u>(カ) 一戸建ての専用住宅</u>	
<u>以外の住宅の共用部分</u>	
<u>(一次エネルギー消費</u>	
<u>量の評価を行ったもの</u>	
<u>を除く。)のみの増築等</u>	
<u>をする場合にあっては、</u>	
<u>当該増築等の部分の床</u>	
<u>面積の合計が</u>	
あ 300平方メートル以	3,000
<u>内のもの</u>	
い 300平方メートルを	5,000
<u>超え1,000平方メー</u>	
<u>トル以内のもの</u>	
う 1,000平方メートル	8,000
<u>を超え2,000平方メー</u>	
<u>トル以内のもの</u>	
え 2,000平方メートル	26,000
<u>を超え5,000平方メー</u>	
<u>トル以内のもの</u>	
お 5,000平方メートル	41,000
<u>を超え10,000平方メー</u>	
<u>トル以内のもの</u>	
か 10,000平方メー	52,000
<u>トルを超え25,000平方</u>	
<u>メートル以内のもの</u>	
き 25,000平方メー	65,000

	ア 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものを除く。)の床面積(その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.1以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が (ア)～(キ) (略) イ 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものに限る。)の床面積(その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.1以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が (ア)～(キ) (略) ウ 工場等又はその部分の床面積(その増築等の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分のBEI値を1.1以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が (ア)～(キ) (略)	ルを超えるもの (キ) 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものを除く。)の床面積(増築等をする場合にあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が あ～き (略) (ク) 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものに限る。)の床面積(増築等をする場合にあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が あ～き (略) (ケ) 工場等又はその部分の床面積(増築等をする場合にあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が あ～き (略) (93) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書で定める特定建築行為(仕様基準のみで評価を行ったものに限る。)をいう。次号において同じ。)に係る建築物に関する確認の申請又は計画通知に係る審査 次に掲げる金額の合計額 ア 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 (ア) 一戸建ての専用住宅 (イ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の住戸部分の審査戸数(増築等をする場合にあっては、当該増築等の部分の審査戸数)が
		13,000

		あ 1戸のもの	13,000
		い 2戸以上5戸以下の もの	24,000
		う 6戸以上10戸以下の もの	34,000
		え 11戸以上25戸以下 のもの	46,000
		お 26戸以上50戸以下 のもの	62,000
		か 51戸以上100戸以下 のもの	82,000
		き 101戸以上200戸以 下のもの	104,000
		く 201戸以上300戸以 下のもの	139,000
		け 301戸以上のもの	170,000
		イ 第1号に掲げる区分に応 じ、それぞれ当該手数料の 金額に相当する金額	
	(94)	建築物エネルギー消費 性能適合性判定を行うこと が比較的容易な特定建築行 為に係る確認を受けた建築 物の計画の変更に関する確 認の申請又は計画通知に係 る審査	
		次に掲げる金額の合計額	
	ア	次に掲げる区分に応じ、 それぞれに定める金額	
		(ア) 一戸建ての専用住宅	6,000
		(イ) 一戸建ての専用住宅 以外の住宅の住戸部分 の審査戸数(増築等をす る場合にあっては、当該 増築等の部分の審査戸 数)が	
		あ 1戸のもの	6,000
		い 2戸以上5戸以下の もの	12,000
		う 6戸以上10戸以下の もの	17,000
		え 11戸以上25戸以下 のもの	23,000
		お 26戸以上50戸以下 のもの	31,000
		か 51戸以上100戸以下 のもの	41,000
		き 101戸以上200戸以 下のもの	52,000
		く 201戸以上300戸以 下のもの	69,000
		け 301戸以上のもの	85,000
		イ 第1号に掲げる区分に応	

		じ、それぞれ当該手数料の 金額に相当する金額	
	(95)	建築物エネルギー消費 性能基準適合に関する完了 検査（建築基準法第7条の5 に規定する同法第6条の4第1 項第3号に掲げる建築物の建 築の工事をする場合又は建 設住宅性能評価書（建築物エ ネルギー消費性能基準に適 合する住宅と同等以上のエ ネルギー消費性能を有する ものである旨の表示がされ たものに限る。）を添付した 場合を除く。）	
		次に掲げる金額の合計額	
	ア	次に掲げる金額の合計 額	
	(7)	一戸建ての専用住宅	3,000
	(イ)	一戸建ての専用住宅 以外の住宅の住戸部分 の検査戸数（増築等をす る場合にあっては、当該 増築等の部分の検査戸 数）が	
	あ	1戸のもの	3,000
	い	2戸以上5戸以下の もの	4,000
	う	6戸以上10戸以下の もの	10,000
	え	11戸以上25戸以下 のもの	15,000
	お	26戸以上50戸以下 のもの	23,000
	か	51戸以上100戸以下 のもの	36,000
	き	101戸以上200戸以 下のもの	39,000
	く	201戸以上300戸以 下のもの	42,000
	け	301戸以上のもの	77,000
	(ウ)	一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 （一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。）の床面積（増 築等をする場合にあっ ては、当該増築等の部分 の床面積）の合計が	
	あ	30平方メートル以 内のもの	2,000
	い	30平方メートルを 超え100平方メートル	2,000

	<u>以内のもの</u>	
	う 100平方メートルを	3,000
	<u>超え200平方メートル</u>	
	<u>以内のもの</u>	
	え 200平方メートルを	5,000
	<u>超え500平方メートル</u>	
	<u>以内のもの</u>	
	お 500平方メートルを	10,000
	<u>超え1,000平方メー</u>	
	<u>トル以内のもの</u>	
	か 1,000平方メートル	15,000
	<u>を超え2,000平方メー</u>	
	<u>トル以内のもの</u>	
	き 2,000平方メートル	36,000
	<u>を超え10,000平方メー</u>	
	<u>トル以内のもの</u>	
	く 10,000平方メー	48,000
	<u>トルを超え50,000平方</u>	
	<u>メートル以内のもの</u>	
	け 50,000平方メー	88,000
	<u>トルを超えるもの</u>	
	(エ) 住宅及び工場等以外	
	<u>の建築物又はその部分</u>	
	<u>の床面積(増築等をする</u>	
	<u>場合にあっては、当該増</u>	
	<u>築等の部分の床面積)の</u>	
	<u>合計が</u>	
	あ 30平方メートル以	2,000
	<u>内のもの</u>	
	い 30平方メートルを	2,000
	<u>超え100平方メートル</u>	
	<u>以内のもの</u>	
	う 100平方メートルを	3,000
	<u>超え200平方メートル</u>	
	<u>以内のもの</u>	
	え 200平方メートルを	5,000
	<u>超え500平方メートル</u>	
	<u>以内のもの</u>	
	お 500平方メートルを	10,000
	<u>超え1,000平方メー</u>	
	<u>トル以内のもの</u>	
	か 1,000平方メートル	15,000
	<u>を超え2,000平方メー</u>	
	<u>トル以内のもの</u>	
	き 2,000平方メートル	36,000
	<u>を超え10,000平方メー</u>	
	<u>トル以内のもの</u>	
	く 10,000平方メー	48,000
	<u>トルを超え50,000平方</u>	
	<u>メートル以内のもの</u>	
	け 50,000平方メー	88,000
	<u>トルを超えるもの</u>	
	(オ) 工場等又はその部分	

			の床面積(増築等をする場合にあっては、当該増築等の部分の床面積)の合計が あ 30平方メートル以内のもの 1,000 い 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1,000 う 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1,000 え 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1,000 お 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 2,000 か 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 3,000 き 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 4,000 く 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 6,000 け 50,000平方メートルを超えるもの 6,000 イ 第4号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額に相当する金額
(92)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出を行う場合を除く。)	(96)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出を行う場合を除く。)
ア	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号(同項第4号に規定する場合にあっては、同項第1号及び第4号)に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合	ア	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号(同項第4号に規定する場合にあっては、同項第1号及び第4号)に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合
	当該計画に係る一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額		当該計画に係る一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額
	(ア)～(エ) (略)		(ア)～(エ) (略)
イ	(略)	イ	(略)

(93) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出を行う場合に限る。)

次に掲げる金額の合計額

ア・イ (略)

(94) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を行う場合を除く。)

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項第1号(同項第4号に規定する場合にあっては、同項第1号及び第4号)に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合

当該計画において変更となる一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額

(ア)～(エ) (略)

イ (略)

(95) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合を除くものとし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を行う場合に限る。)

次に掲げる金額の合計額

ア・イ (略)

(96) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合に限る。)

次に掲げる金額の合計額

ア 当該計画において新た

(97) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出を行う場合に限る。)

次に掲げる金額の合計額

ア・イ (略)

(98) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を行う場合を除く。)

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項第1号(同項第4号に規定する場合にあっては、同項第1号及び第4号)に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合

当該計画において変更となる一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額

(ア)～(エ) (略)

イ (略)

(99) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合を除くものとし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を行う場合に限る。)

次に掲げる金額の合計額

ア・イ (略)

(100) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合に限る。)

次に掲げる金額の合計額

ア 当該計画において新た

に記載する他の建築物につき、第92号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額に相当する金額 イ (略)		に記載する他の建築物につき、第96号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額に相当する金額 イ (略)	
(97) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請		(101) 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付の求め	
ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合		ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号(同項第4号に規定する場合にあっては、同項第1号及び第4号)に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合	
次に掲げる金額の合計額		当該計画において変更となる一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額	
(ア) 一戸建ての専用住宅	5,000	(ア) 一戸建ての専用住宅	1,000
(イ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の住戸部分の申請戸数が		(イ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の住戸部分の請求戸数が	
あ 1戸のもの	5,000	あ 1戸のもの	1,000
い 2戸以上5戸以下のもの	10,000	い 2戸以上5戸以下のもの	3,000
う 6戸以上10戸以下のもの	17,000	う 6戸以上10戸以下のもの	5,000
え 11戸以上25戸以下のもの	29,000	え 11戸以上25戸以下のもの	8,000
お 26戸以上50戸以下のもの	49,000	お 26戸以上50戸以下のもの	14,000
か 51戸以上100戸以下のもの	88,000	か 51戸以上100戸以下のもの	26,000
き 101戸以上200戸以下のもの	139,000	き 101戸以上200戸以下のもの	41,000
く 201戸以上300戸以下のもの	176,000	く 201戸以上300戸以下のもの	53,000
け 301戸以上のもの	188,000	け 301戸以上のもの	56,000
(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分(一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が		(ウ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の共用部分(一次エネルギー消費量の評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が	
あ 300平方メートル以内のもの	10,000	あ 300平方メートル以内のもの	3,000
い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000	い 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5,000
う 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000		
え 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,000		

お	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,000	う	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	8,000
か	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,000	え	2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	26,000
き	25,000平方メートルを超えるもの	217,000	お	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	41,000
(エ) 住宅以外の建築物又はその部分の床面積の合計が			か	10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	52,000
あ	300平方メートル以内のもの	10,000	き	25,000 平方メートルを超えるもの	65,000
い	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000	(エ) 住宅以外の建築物又はその部分の床面積の合計が		
う	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000	あ	300 平方メートル以内のもの	3,000
え	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,000	い	300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	5,000
お	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,000	う	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	8,000
か	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,000	え	2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	26,000
き	25,000平方メートルを超えるもの	217,000	お	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	41,000
イ ア以外の場合			か	10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	52,000
次に掲げる金額の合計額			き	25,000 平方メートルを超えるもの	65,000
(ア) 一戸建ての専用住宅	(仕様基準又はモデル住宅法により評価を行ったものを除く。)	37,000	イ ア以外の場合		
(イ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の住戸部分			当該計画において変更となる一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額		
(仕様基準、モデル住宅法又はフロア入力法により評価を行ったものを除く。)の申請戸数が			(ア) 一戸建ての専用住宅	(誘導仕様基準のみにより評価を行ったものを除く。)	9,000
あ	1戸のもの	37,000	(イ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の住戸部分		
い	2戸以上5戸以下のもの	75,000	(誘導仕様基準のみにより評価を行ったものを除く。)の請求戸数が		
う	6戸以上10戸以下のもの	106,000	あ	1戸のもの	9,000
え	11戸以上25戸以下のもの	150,000	い	2戸以上5戸以下のもの	19,000
お	26戸以上50戸以下のもの	215,000			
か	51戸以上100戸以下のもの	309,000			

き	101戸以上200戸以下 下のもの	418,000	う	6戸以上10戸以下 のもの	27,000
く	201戸以上300戸以下 下のもの	549,000	え	11戸以上25戸以下 のもの	39,000
け	301戸以上のもの	644,000	お	26戸以上50戸以下 のもの	56,000
(ウ)	一戸建ての専用住宅 (仕様基準又はモデル 住宅法により評価を行 ったものに限る。)	18,000	か	51戸以上100戸以 下のもの	81,000
(エ)	一戸建ての専用住宅 以外の住宅の住戸部分 (仕様基準、モデル住宅 法又はフロア入力法に より評価を行ったもの に限る。)の申請戸数が		き	101戸以上200戸以 下のもの	111,000
あ	1戸のもの	18,000	く	201戸以上300戸以 下のもの	146,000
い	2戸以上5戸以下の もの	35,000	け	301戸以上のもの	170,000
う	6戸以上10戸以下の もの	50,000	(ウ)	一戸建ての専用住宅 (誘導仕様基準のみに より評価を行ったもの に限る。)	4,000
え	11戸以上25戸以下 のもの	73,000	(エ)	一戸建ての専用住宅 以外の住宅の住戸部分 (誘導仕様基準のみに より評価を行ったもの に限る。)の請求戸数が	
お	26戸以上50戸以下 のもの	110,000	あ	1戸のもの	4,000
か	51戸以上100戸以下 のもの	167,000	い	2戸以上5戸以下の もの	9,000
き	101戸以上200戸以 下のもの	238,000	う	6戸以上10戸以下 のもの	13,000
く	201戸以上300戸以 下のもの	307,000	え	11戸以上25戸以下 のもの	20,000
け	301戸以上のもの	349,000	お	26戸以上50戸以下 のもの	30,000
(オ)	一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。)の床面積の合 計が		か	51戸以上100戸以 下のもの	47,000
あ	300平方メートル以 内のもの	118,000	き	101戸以上200戸以 下のもの	67,000
い	300平方メートルを 超え1,000平方メー トル以内のもの	149,000	く	201戸以上300戸以 下のもの	87,000
う	1,000平方メートル を超え2,000平方メ ートル以内のもの	195,000	け	301戸以上のもの	98,000
え	2,000平方メートル を超え5,000平方メ ートル以内のもの	304,000	(オ)	一戸建ての専用住宅 以外の住宅の共用部分 (一次エネルギー消費 量の評価を行ったもの に限る。)の床面積の合 計が	
お	5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	390,000	あ	300平方メートル 以内のもの	30,000
か	10,000平方メート ルを超え25,000平方 メートル以内のもの	466,000	い	300平方メートル を超え1,000平方メ ートル以内のもの	38,000
			う	1,000平方メート ルを超え2,000平方 メートル以内のもの	50,000
			え	2,000平方メート ルを超え5,000平方	80,000

き	25,000平方メートルを超えるもの	543,000	メートル以内のもの		
(カ)	住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものを除く。)の床面積の合計が		お	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	104,000
あ	300平方メートル以内のもの	246,000	か	10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	125,000
い	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	309,000	き	25,000 平方メートルを超えるもの	146,000
う	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	399,000	(カ)	住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものを除く。)の床面積の合計が	
え	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	569,000	あ	300 平方メートル以内のもの	62,000
お	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	701,000	い	300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	78,000
か	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	829,000	う	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	101,000
き	25,000平方メートルを超えるもの	946,000	え	2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	146,000
(キ)	住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が		お	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	182,000
あ	300平方メートル以内のもの	94,000	か	10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	216,000
い	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	120,000	き	25,000 平方メートルを超えるもの	247,000
う	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	158,000	(キ)	住宅以外の建築物又はその部分(モデル建物法により評価を行ったものに限る。)の床面積の合計が	
え	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	256,000	あ	300 平方メートル以内のもの	24,000
お	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	334,000	い	300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	30,000
か	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	402,000	う	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	41,000
き	25,000平方メートルを超えるもの	471,000	え	2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	68,000
			お	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	90,000
			か	10,000 平方メートルを超え 25,000 平方	109,000

			<u>メートル以内のもの</u>	
			き 25,000 平方メート	<u>128,000</u>
			<u>ルを超えるもの</u>	
(98)～(107)	(略)	(102)～(111)	(略)	
(略)		(略)		
備考	(略)	備考	(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市手数料条例の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(略)		(略)	
土木・建築	(1)～(73) (略)	土木・建築	(1)～(73) (略)
	(74) 宅地造成に関する工事の許可の申請		(74) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請
	切土又は盛土をする土地の面積が		盛土又は切土をする土地の面積が
	500平方メートル以内の場合		500平方メートル以内の場合
	12,000		<u>16,000</u>
	500平方メートルを超え		500平方メートルを超え
	21,000		<u>28,000</u>
	1,000平方メートル以内の場合		1,000平方メートル以内の場合
	1,000平方メートルを超え		1,000平方メートルを超え
	31,000		<u>40,000</u>
	2,000平方メートル以内の場合		2,000平方メートル以内の場合
	2,000平方メートルを超え		2,000平方メートルを超え
	47,000		<u>59,000</u>
	5,000平方メートル以内の場合		3,000平方メートル以内の場合
			<u>3,000平方メートルを超え</u>
			<u>68,000</u>
			5,000平方メートル以内の場合
			<u>93,000</u>
	5,000平方メートルを超え		5,000平方メートルを超え
	67,000		10,000平方メートル以内の場合
	10,000平方メートル以内の場合		10,000平方メートルを超え
	110,000		<u>148,000</u>
	10,000平方メートルを超え		20,000平方メートル以内の場合
	20,000平方メートルを超え		20,000平方メートルを超え
	170,000		<u>229,000</u>
	20,000平方メートルを超え		40,000平方メートル以内の場合
	40,000平方メートルを超え		40,000平方メートルを超え
	250,000		<u>359,000</u>
	40,000平方メートルを超え		70,000平方メートル以内の場合
	70,000平方メートルを超え		70,000平方メートルを超え
	340,000		<u>508,000</u>
	70,000平方メートルを超え		100,000平方メートル以内の場合
	100,000平方メートルを超え		100,000平方メートルを超え
	420,000		<u>657,000</u>
	100,000平方メートルを超え		える場合
			(75) 土石の堆積に関する工事の許可の申請

		<u>土石の堆積を行う土地の面積が</u> 500平方メートル以内の場合 11,000 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 14,000 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 16,000 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合 20,000 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 29,000 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 32,000 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合 39,000 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合 54,000 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合 74,000 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合 111,000 100,000平方メートルを超える場合 136,000
(75) <u>宅地造成</u> に関する工事の変更許可の申請 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が <u>420,000円</u> を超えるときは、その手数料の額は、 <u>420,000円</u> とする。		(76) <u>宅地造成等</u> に関する工事の変更許可の申請 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が <u>657,000円（土石の堆積に係るものにあつては、136,000円）</u> を超えるときは、その手数料の額は、 <u>657,000円（土石の堆積に係るものにあつては、136,000円）</u> とする。
ア <u>宅地造成</u> に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、変更前の <u>切土又は盛土</u> をする土地の面積（イに規定する変更がない場合であつて、 <u>切土又は盛土</u> をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては、縮小後の <u>切土又は盛土</u> をす		ア <u>宅地造成等</u> に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、変更前の <u>盛土若しくは切土をし、又は土石の堆積を行う土地の面積</u> （イに規定する変更がない場合であつて、 <u>盛土若しくは切土をし、又は土石の堆積を行う土地の面積</u> の

る土地の面積)に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 切土又は盛土をする新たな土地を生じる宅地造成に関する工事の設計の変更については、当該切土又は盛土をする新たな土地の面積に応じ前号に規定する額 ウ (略)	縮小を伴う場合にあつては、縮小後の盛土若しくは切土をし、又は土石の堆積を行う土地の面積)に応じ前2号に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 盛土若しくは切土をし、又は土石の堆積を行う新たな土地を生じる宅地造成等に関する工事の設計の変更については、当該盛土若しくは切土をし、又は土石の堆積を行う新たな土地の面積に応じ前2号に規定する額 ウ (略) <table><tr><td>(77) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の申請</td><td></td></tr><tr><td>盛土又は切土をする土地の面積が</td><td></td></tr><tr><td>2,000平方メートル以内の場合</td><td>3,000</td></tr><tr><td>2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合</td><td>4,000</td></tr><tr><td>3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合</td><td>6,000</td></tr><tr><td>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合</td><td>12,000</td></tr><tr><td>40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合</td><td>24,000</td></tr><tr><td>70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合</td><td>43,000</td></tr><tr><td>100,000平方メートルを超える場合</td><td>62,000</td></tr></table>	(77) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の申請		盛土又は切土をする土地の面積が		2,000平方メートル以内の場合	3,000	2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合	4,000	3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合	6,000	20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合	12,000	40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合	24,000	70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合	43,000	100,000平方メートルを超える場合	62,000
(77) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の申請																			
盛土又は切土をする土地の面積が																			
2,000平方メートル以内の場合	3,000																		
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合	4,000																		
3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合	6,000																		
20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合	12,000																		
40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合	24,000																		
70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合	43,000																		
100,000平方メートルを超える場合	62,000																		
(76)～(89) (略) (90) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の通知書(当該認定に係る他の建築物として記載されたものに限る。)を添付する場合 次に掲げる金額の合計額 (ア) (略)	(78)～(91) (略) (92) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の通知書(当該認定に係る他の建築物として記載されたものに限る。)を添付する場合 次に掲げる金額の合計額 (ア) (略)																		

(イ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の住戸部分の判定戸数(増築又は改築(以下第95号までにおいて「増築等」という。))をする場合にあっては、当該増築等の部分の判定戸数)が あ～け (略) (ウ)・(エ) (略) イ ア以外の場合 次に掲げる金額の合計額。ただし、工場等(工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。以下第95号までにおいて同じ。)の部分及びその他の非住宅部分を有する建築物にあっては、当該合計額と、当該工場等の部分を当該その他の非住宅部分とみなして算定した金額のいずれか低い金額とする。 (ア)～(ケ) (略) (91)～(99) (略) (100) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合に限る。) 次に掲げる金額の合計額 ア 当該計画において新たに記載する他の建築物につき、第96号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額に相当する金額 イ (略) (101)～(111) (略) (略)	(イ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の住戸部分の判定戸数(増築又は改築(以下第97号までにおいて「増築等」という。))をする場合にあっては、当該増築等の部分の判定戸数)が あ～け (略) (ウ)・(エ) (略) イ ア以外の場合 次に掲げる金額の合計額。ただし、工場等(工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。以下第97号までにおいて同じ。)の部分及びその他の非住宅部分を有する建築物にあっては、当該合計額と、当該工場等の部分を当該その他の非住宅部分とみなして算定した金額のいずれか低い金額とする。 (ア)～(ケ) (略) (93)～(101) (略) (102) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合に限る。) 次に掲げる金額の合計額 ア 当該計画において新たに記載する他の建築物につき、第98号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額に相当する金額 イ (略) (103)～(113) (略) (略)
備考 (略)	備考 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条、附則第4項、附則第

5 項、附則第 8 項及び附則第 9 項の規定は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 1 0 条第 1 項の規定による指定が、公布の日後最初の同条第 4 項の規定による公示によってその効力を生じる日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の浜松市手数料条例別表保健・衛生の項及び土木・建築の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 2 1 条の規定による登記の特例に基づいて行われる登記の嘱託に係る手数料については、第 1 条の規定による改正前の浜松市手数料条例別表経済の項第 1 3 号の規定は、なおその効力を有する。

4 第 2 条の規定による改正後の浜松市手数料条例別表土木・建築の項の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における宅地造成に関する工事の変更許可の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（浜松市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

6 浜松市手数料条例の一部を改正する条例（令和 4 年浜松市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「	土木・建築	(1)～(106) (略) (107) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請 <u>(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号（同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合を除く。）</u>	土木・建築	(1)～(106) (略) (107) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請	を	」
---	-------	---	-------	---	---	---

「 土木・建築 (1)～(110) (略)
(111) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請
(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号（同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合を除く。)

土木・建築 (1)～(110) (略)
(111) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請

に

改める。

7 浜松市手数料条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 3 第2条の規定による改正後の浜松市手数料条例別表土木・建築の項第107号の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。	附 則 3 第2条の規定による改正後の浜松市手数料条例別表土木・建築の項第111号の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

8 浜松市手数料条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「 土木・建築 (1)～(110) (略)
(111) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請
(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号（同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合を除く。)

土木・建築 (1)～(110) (略)
(111) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請

を

土木・建築

(1)～(112) (略)
 (113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請
(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号(同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面(市長が別に定めるものに限る。)を添付する場合を除く。)

土木・建築

(1)～(112) (略)
 (113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請

に

改める。

9 浜松市手数料条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 3 第2条の規定による改正後の浜松市手数料条例別表土木・建築の項第1 1 1号の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。	附 則 3 第2条の規定による改正後の浜松市手数料条例別表土木・建築の項第1 1 3号の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

浜松市収入証紙条例の廃止について

浜松市収入証紙条例を廃止する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市収入証紙条例を廃止する条例

浜松市収入証紙条例（昭和 3 9 年浜松市条例第 3 0 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に売りさばかれている収入証紙にあつては、令和 8 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例により使用することができる。
- 3 この条例の施行の際現に売りさばかれている収入証紙にあつては、令和 1 2 年 9 月 3 0 日までの間は、なお従前の例によりこれを返還して現金の還付を受けることができる。

（規則への委任）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

第 60 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市高齢者元気はつらつ教室事業手数料徴収条例の一部改正について

浜松市高齢者元気はつらつ教室事業手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市高齢者元気はつらつ教室事業手数料徴収条例の一部を改正する条例

浜松市高齢者元気はつらつ教室事業手数料徴収条例(平成17年浜松市条例第126号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(手数料の額) 第3条 手数料の額は、1回につき次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 <u>350円</u> (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1号に規定する第1号被保険者であって、同法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である者に相当すると市長が認めるもの（次号に掲げる者を除く。） <u>700円</u> (3) 介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者であって、同法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である者に相当すると市長が認めるもの <u>1,050円</u>	(手数料の額) 第3条 手数料の額は、1回につき次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 <u>400円</u> (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1号に規定する第1号被保険者であって、同法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である者に相当すると市長が認めるもの（次号に掲げる者を除く。） <u>800円</u> (3) 介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者であって、同法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である者に相当すると市長が認めるもの <u>1,200円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後における高齢者元気はつらつ教室事業の利用に係る手数料について適用し、同日前における高齢者元気はつらつ教室事業の利用に係る手数料については、なお従前の例による。

第 61 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市児童福祉法施行条例の一部改正について

浜松市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

浜松市児童福祉法施行条例（平成２４年浜松市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第１条 （略）	（趣旨） 第１条 （略） <u>（一時保護施設の設備及び運営の基準）</u> <u>第２条 法第１２条の４第２項の規定により</u> <u>条例で定める一時保護施設の設備及び運営</u> <u>の基準は、一時保護施設の設備及び運営に関</u> <u>する基準（令和６年内閣府令第２７号。同令</u> <u>を改正する命令を含む。）に定める基準とす</u> <u>る。</u>
（指定通所支援の事業等に関する基準） <u>第２条</u> （略） （指定障害児入所施設等に関する基準） <u>第３条</u> （略） （放課後児童健全育成事業の設備及び運営 の基準） <u>第４条</u> （略） （家庭的保育事業等の設備及び運営の基準） <u>第５条</u> （略）	（指定通所支援の事業等に関する基準） <u>第３条</u> （略） （指定障害児入所施設等に関する基準） <u>第４条</u> （略） （放課後児童健全育成事業の設備及び運営 の基準） <u>第５条</u> （略） （家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事 業の設備及び運営の基準） <u>第６条</u> （略） <u>２ 法第３４条の１６第１項の規定により条</u> <u>例で定める乳児等通園支援事業の設備及び</u> <u>運営の基準は、乳児等通園支援事業の設備及</u> <u>び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１</u> <u>号。同令を改正する命令を含む。）に定める</u> <u>基準とする。</u>
（児童福祉施設の設備及び運営の基準） <u>第６条</u> （略） （委任）	（児童福祉施設の設備及び運営の基準） <u>第７条</u> （略） （委任）

第 7 条 （略）

第 8 条 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 62 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について

浜松市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

浜松市子ども・子育て支援法施行条例（平成２６年浜松市条例第６７号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（委任） 第３条 （略） （罰則） 第４条 （略） 第７条 <u>前３条</u>の過料の額は、情状により、市長が定める。 ２ <u>前３条</u>の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して１０日以上を経過した日とする。	（委任） 第３条 （略） <u>（罰則）</u> <u>第３条の２ 正当な理由なしに、法第１０条の５の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同条の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、１０万円以下の過料に処する。</u> 第４条 （略） 第７条 <u>第３条の２から前条まで</u>の過料の額は、情状により、市長が定める。 ２ <u>第３条の２から前条まで</u>の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して１０日以上を経過した日とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

第 63 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市立保育所条例の一部改正について

浜松市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市立保育所条例の一部を改正する条例

浜松市立保育所条例（昭和 2 4 年浜松市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
附 則	附 則										
2 (略)	2 (略)										
	<u>3 令和 7 年度における第 3 条の規定の適用</u> <u>については、同条第 5 号中「事業」とあるの</u> <u>は、「事業及び附則別表に掲げる保育所で行</u> <u>う法附則第 2 9 条の規定により読み替えて</u> <u>適用する法第 5 9 条に規定する乳児等通園</u> <u>支援事業」とする。</u>										
	<u>附則別表（附則第 3 項関係）</u>										
	<table><tr><td><u>浜松市立鴨江保育園</u></td></tr><tr><td><u>浜松市立神田原保育園</u></td></tr><tr><td><u>浜松市立積志保育園</u></td></tr><tr><td><u>浜松市立笠井保育園</u></td></tr><tr><td><u>浜松市立寺島保育園</u></td></tr><tr><td><u>浜松市立可美保育園</u></td></tr><tr><td><u>浜松市立舞阪第1保育園</u></td></tr><tr><td><u>浜松市立雄踏保育園</u></td></tr><tr><td><u>浜松市立引佐保育園</u></td></tr><tr><td><u>浜松市立都筑保育園</u></td></tr></table>	<u>浜松市立鴨江保育園</u>	<u>浜松市立神田原保育園</u>	<u>浜松市立積志保育園</u>	<u>浜松市立笠井保育園</u>	<u>浜松市立寺島保育園</u>	<u>浜松市立可美保育園</u>	<u>浜松市立舞阪第1保育園</u>	<u>浜松市立雄踏保育園</u>	<u>浜松市立引佐保育園</u>	<u>浜松市立都筑保育園</u>
<u>浜松市立鴨江保育園</u>											
<u>浜松市立神田原保育園</u>											
<u>浜松市立積志保育園</u>											
<u>浜松市立笠井保育園</u>											
<u>浜松市立寺島保育園</u>											
<u>浜松市立可美保育園</u>											
<u>浜松市立舞阪第1保育園</u>											
<u>浜松市立雄踏保育園</u>											
<u>浜松市立引佐保育園</u>											
<u>浜松市立都筑保育園</u>											

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 64 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の一部改正に
ついて

浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例（平成２４年浜松市条例
第８０号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（包括的支援事業に関する基準） 第１０条 法第１１５条の４６第５項に規定する条例で定める包括的支援事業の実施に関する基準（地域包括支援センターの職員及び当該職員の員数に係るものに限る。）は、次に定める基準とする。 （１）一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね６，０００人未満である場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。	（包括的支援事業に関する基準） 第１０条 法第１１５条の４６第５項に規定する条例で定める包括的支援事業の実施に関する基準（地域包括支援センターの職員及び当該職員の員数に係るものに限る。）は、次に定める基準とする。 （１）一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね６，０００人未満である場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（<u>浜松市地域包括支援センター運営協議会（浜松市地域包括支援センター運営協議会条例（平成２０年浜松市条例第３４号）第１条に規定する浜松市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によりることができる。次号及び第３号において同じ。）は、原則として次のとおりとすること。</u>

ア～ウ (略) (2) (略) (3) 第1号の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると浜松市地域包括支援センター運営協議会(浜松市地域包括支援センター運営協議会条例(平成20年浜松市条例第34号)第1条に規定する浜松市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)において認められた場合に置くべき職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 (表略) 2 (略)	ア～ウ (略) (2) (略) (3) <u>前2号の規定にかかわらず、浜松市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、前2号に定める常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前2号に定める基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、第1号アからウまでに掲げる者のうちから2人とする。</u> (4) 第1号の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると浜松市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合に置くべき職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 (表略) 2 (略)
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 65 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市保健福祉センター条例の一部改正について

浜松市保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市保健福祉センター条例の一部を改正する条例

浜松市保健福祉センター条例（平成９年浜松市条例第６３号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（開館時間） 第４条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。 （１） （略） （２） 浜松市東部保健福祉センター、浜松市浜北保健センター及び浜松市舞阪保健センター 午前９時から午後４時３０分まで	（開館時間） 第４条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。 （１） （略） （２） <u>浜松市中央保健福祉センター</u>、浜松市東部保健福祉センター、浜松市浜北保健センター及び浜松市舞阪保健センター 午前９時から午後４時３０分まで

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

第 66 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について

浜松市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成１９年浜松市条例第８１号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（墓地等の経営の許可） 第２条 市長は、法第１０条第１項の墓地等の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地等の経営が次の各号のいずれにも該当し、かつ、当該墓地等が次条から第７条までに規定する基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 次のいずれかに該当するものであること。 ア～エ （略） オ 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する大学（医学部を置くものに限る。）を設置している者が当該大学において納骨堂を経営する場合（私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）第３条に規定する学校法人が同法第<u>２６条第１項</u>に規定する収益を目的とする事業として経営する場合を除く。） カ・キ （略） (2) （略） ２ （略）	（墓地等の経営の許可） 第２条 市長は、法第１０条第１項の墓地等の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地等の経営が次の各号のいずれにも該当し、かつ、当該墓地等が次条から第７条までに規定する基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 次のいずれかに該当するものであること。 ア～エ （略） オ 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する大学（医学部を置くものに限る。）を設置している者が当該大学において納骨堂を経営する場合（私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）第３条に規定する学校法人が同法第<u>１９条第１項</u>に規定する収益を目的とする事業として経営する場合を除く。） カ・キ （略） (2) （略） ２ （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

第 67 号 議 案

令和 7年 2月19日 提 出

浜松市舞阪水産物荷さばき所条例の廃止について

浜松市舞阪水産物荷さばき所条例を廃止する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市舞阪水産物荷さばき所条例を廃止する条例

浜松市舞阪水産物荷さばき所条例（平成 1 7 年浜松市条例第 2 4 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

浜松市地方卸売市場業務条例及び浜松市と畜場条例の廃止について

浜松市地方卸売市場業務条例及び浜松市と畜場条例を廃止する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市地方卸売市場業務条例及び浜松市と畜場条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 浜松市地方卸売市場業務条例（昭和 4 7 年浜松市条例第 5 7 号）
- (2) 浜松市と畜場条例（昭和 5 7 年浜松市条例第 3 9 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。
（浜松市地方卸売市場業務条例の廃止に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の浜松市地方卸売市場業務条例（以下「旧卸売条例」という。）の規定により市に預託されている保証金の充当及び返還については、旧卸売条例第 1 1 条及び第 1 2 条（これらの規定を旧卸売条例第 2 5 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧卸売条例第 1 2 条（旧卸売条例第 2 5 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に旧卸売条例の廃止に伴い卸売業者（旧卸売条例第 6 条第 2 項第 1 号に規定する卸売業者をいう。以下同じ。）又は附属営業人（旧卸売条例第 2 4 条第 1 項に規定する附属営業人をいう。）の資格を失った者から旧卸売条例の規定により市に預託されている保証金については、市長が別に定める期限までに返還するものとする。
- 4 この条例の施行前に行われた卸売業者の事業に係る事業報告書の作成及び提出に関する旧卸売条例第 1 7 条の規定（事業報告書の作成及び提出に係る部分に限る。）の適用については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前に行われた売買取引の結果等に係る報告及び公表に関する旧卸売条

例第 38 条から第 40 条までの規定の適用については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前に行われた卸売又は買受けに係る支払期日、支払方法その他の決済の方法に関する旧卸売条例第 42 条の規定の適用については、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際現にされている旧卸売条例第 50 条第 2 項又は第 53 条の規定による命令については、なおその効力を有する。

8 この条例の施行前に使用された市場施設の返還に係る旧卸売条例第 50 条第 2 項及び第 51 条の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、旧卸売条例第 50 条第 2 項中「原状の回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償」とあるのは、「原状の回復に代わる費用の弁償」とする。

9 この条例の施行前に故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に係る旧卸売条例第 53 条の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同条中「補修を命じ、又はこれに代わる費用の弁償」とあるのは、「補修に代わる費用の弁償」とする。

10 この条例の施行前に生じた旧卸売条例第 54 条第 1 項に規定する使用料及び同条第 2 項に規定する費用に係る同条及び旧卸売条例第 55 条の規定の適用については、なお従前の例による。

(浜松市と畜場条例の廃止に伴う経過措置)

11 この条例の施行前に生じたこの条例による廃止前の浜松市と畜場条例（以下「旧と畜場条例」という。）第 6 条第 1 項に規定する使用料及び同条第 2 項に規定する費用に係る同条並びに旧と畜場条例第 7 条及び第 8 条の規定の適用については、なお従前の例による。

12 この条例の施行前に利用されたと畜場の施設の原状回復に係る旧と畜場条例第 11 条の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同条中「直ちに」とあるのは、「市長の承認を受けたときを除き、直ちに」とする。

13 この条例の施行前にと畜場の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者に係る旧と畜場条例第 12 条の規定の適用については、なお従前の例による。

(委任)

14 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

第 69 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市と畜場条例の一部改正について

浜松市と畜場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市と畜場条例の一部を改正する条例

浜松市と畜場条例（昭和５７年浜松市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第６条関係）			別表（第６条関係）		
と畜場 使用料	区分	金額	と畜場 使用料	区分	金額
	牛・馬	円		牛・馬	円
		１頭につき <u>2,348</u>			１頭につき <u>2,583</u>
	豚	１頭につき <u>960</u>		豚	１頭につき <u>1,056</u>
	こ牛・こ馬	１頭につき <u>960</u>		こ牛・こ馬	１頭につき <u>1,056</u>
冷蔵庫 使用料	やぎ・めん 羊	１頭につき <u>372</u>	冷蔵庫 使用料	やぎ・めん 羊	１頭につき <u>409</u>
	牛・馬	半頭１日につき <u>117</u>		牛・馬	半頭１日につき <u>129</u>
	豚	半頭１日につき <u>58</u>		豚	半頭１日につき <u>64</u>
	こ牛・こ馬	半頭１日につき <u>58</u>		こ牛・こ馬	半頭１日につき <u>64</u>
(略)			(略)		
備考（略）			備考（略）		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和７年７月１日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。

第 70 号 議 案
令和 7 年 2 月 19 日 提 出

浜松市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項ただし書の規模を定める条例の廃止について

浜松市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項ただし書の規模を定める条例を廃止する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項ただし書の規模を定める条例を廃止する条例

浜松市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項ただし書の規模を定める条例（平成 1 5 年浜松市条例第 4 1 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 4 7 年法律第 6 6 号）第 4 条第 1 項の規定による届出がされている場合（都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域内に所在する土地でその面積が 1 0 0 平方メートル以上 2 0 0 平方メートル未満のものに係る場合に限る。）においては、廃止前の浜松市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項ただし書の規模を定める条例の規定は、なおその効力を有する。

第 71 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市都市公園条例の一部改正について

浜松市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市都市公園条例の一部を改正する条例

浜松市都市公園条例（昭和 3 7 年浜松市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第 3（第 1 0 条・第 2 9 条関係）	別表第 3（第 1 0 条・第 2 9 条関係）
1 ～ 3（略）	1 ～ 3（略）
4 遠州灘海浜公園	4 遠州灘海浜公園
(1)（略）	(1)（略）
(2) 古橋廣之進記念浜松市総合水泳場	(2) 古橋廣之進記念浜松市総合水泳場
ア プール等	ア プール等
(ア)（略）	(ア)（略）
(イ) 専用利用等	(イ) 専用利用等
（表略）	（表略）
備考	備考
1（略）	1（略）
2 利用時間の開始は正時からとし、 利用時間の終了は日曜日に午後 7 時 3 0 分まで利用する場合を除き正時 までとする。	2 利用時間の開始は正時からとし、 利用時間の終了は日曜日に午後 7 時 3 0 分まで利用する場合を除き正時 までとする。 <u>ただし、市長が特に必 要があると認めるときは、この限り でない。</u>
3・4（略）	3・4（略）
イ 大会総務室等	イ 大会総務室等
（表略）	（表略）
備考	備考
1 利用時間の開始は正時からとし、 利用時間の終了は日曜日に午後 7 時 3 0 分まで利用する場合を除き正時 までとする。	1 利用時間の開始は正時からとし、 利用時間の終了は日曜日に午後 7 時 3 0 分まで利用する場合を除き正時 までとする。 <u>ただし、市長が特に必 要があると認めるときは、この限り でない。</u>
2 ～ 5（略）	2 ～ 5（略）

ウ (略)	ウ (略)
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)
5～19 (略)	5～19 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用時間について適用する。

第 72 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市営住宅条例の一部改正について

浜松市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市営住宅条例の一部を改正する条例

浜松市営住宅条例（平成 9 年浜松市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
別表第 1（第 3 条の 2 関係）	別表第 1（第 3 条の 2 関係）																						
1 一般住宅	1 一般住宅																						
<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>渋川団地</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>小深田団地</u></td><td><u>浜松市浜名区三ヶ日町宇志</u> <u>774番地の1</u></td></tr> <tr> <td>摩訶耶団地</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	(略)		渋川団地	(略)	<u>小深田団地</u>	<u>浜松市浜名区三ヶ日町宇志</u> <u>774番地の1</u>	摩訶耶団地	(略)	(略)		<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>渋川団地</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>摩訶耶団地</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	(略)		渋川団地	(略)	摩訶耶団地	(略)	(略)	
名称	位置																						
(略)																							
渋川団地	(略)																						
<u>小深田団地</u>	<u>浜松市浜名区三ヶ日町宇志</u> <u>774番地の1</u>																						
摩訶耶団地	(略)																						
(略)																							
名称	位置																						
(略)																							
渋川団地	(略)																						
摩訶耶団地	(略)																						
(略)																							
2 ～ 5 (略)	2 ～ 5 (略)																						

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第 73 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市消防団に関する条例の一部改正について

浜松市消防団に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市消防団に関する条例の一部を改正する条例

浜松市消防団に関する条例（昭和４０年浜松市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（消防団員の任用） 第５条 消防団員は、消防団長（以下「団長」という。）が次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得てこれを任命する。 （１） 市内に居住し、<u>又は勤務する</u>年齢１８歳以上の者 （２） （略）	（消防団員の任用） 第５条 消防団員は、消防団長（以下「団長」という。）が次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得てこれを任命する。 （１） 市内に居住し、<u>勤務し、又は通学する</u>年齢１８歳以上の者 （２） （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

第 74 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市消防団員退職報償金支給条例の一部改正について

浜松市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

浜松市消防団員退職報償金支給条例（昭和 3 9 年浜松市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

階級 勤務年数	団長	副団長	方面隊長及 び分団長	副分団長	部長及び班 長	団員
5 年 以 上 10 年未満	円 239, 000	円 229, 000	円 219, 000	円 214, 000	円 204, 000	円 200, 000
10 年 以 上 15 年未満	344, 000	329, 000	318, 000	303, 000	283, 000	264, 000
15 年 以 上 20 年未満	459, 000	429, 000	413, 000	388, 000	358, 000	334, 000
20 年 以 上 25 年未満	594, 000	534, 000	513, 000	478, 000	438, 000	409, 000
25 年 以 上 30 年未満	779, 000	709, 000	659, 000	624, 000	564, 000	519, 000
30 年 以 上 35 年未満	979, 000	909, 000	849, 000	809, 000	734, 000	689, 000
35 年以上	1, 079, 000	1, 009, 000	949, 000	909, 000	834, 000	789, 000

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職報償金について適用し、同日前の退職に係る退職報償金については、なお従前の例による。

第 75 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年浜松市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（扶養手当） 第5条 （略） 2 扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>（2）～（5）</u> （略） （単身赴任手当） 第7条の3 単身赴任手当は、勤務所を異にする異動又は勤務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務所の移転の直後の勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（配偶者の住居から勤務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない職員を除く。）に対して支給する。 2 （略） （管理職員特別勤務手当） 第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4	（扶養手当） 第5条 （略） 2 扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>（1）～（4）</u> （略） （単身赴任手当） 第7条の3 単身赴任手当は、勤務所を異にする異動又は勤務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）</u>と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務所の移転の直後の勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（配偶者の住居から勤務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない職員を除く。）に対して支給する。 2 （略） （管理職員特別勤務手当） 第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4

条に規定する職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日（当該休日を変更された場合にあっては、当該変更により休日にされた日）（以下この条において「週休日等」という。）に勤務した場合及び災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前５時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第１７条の３ 第５条、<u>第７条の２</u>及び第１５条の規定は、地方公務員法第２２条の４第１項の規定により採用された職員には適用しない。 ２ （略）	条に規定する職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日（当該休日を変更された場合にあっては、当該変更により休日にされた日）（以下この条において「週休日等」という。）に勤務をした場合及び災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第１７条の３ 第５条及び第１５条の規定は、地方公務員法第２２条の４第１項の規定により採用された職員には適用しない。 ２ （略）
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。
- 令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間における改正後の第５条の規定の適用については、同条第２項中「(４) 心身に障害を有する者」とあるのは、
「(４) 心身に障害を有する者
(５) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とす
る。

第 76 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市水道事業給水条例の一部改正について

浜松市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市水道事業給水条例（昭和33年浜松市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（工事の申込み） 第11条 （略） 2 前項の申込みについて、管理者が必要があると認めるときは、利害関係人の<u>同意書又はこれに代わる書類の提出を求めること</u>ができる。	（工事の申込み） 第11条 （略） 2 前項の申込みについて、管理者が必要があると認めるときは、利害関係人の<u>同意がある旨の確認をすることができる</u>。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第26条関係）					別表第1（第26条関係）				
1 給水料金（1月につき）					1 給水料金（1月につき）				
用途	基本料金		従量料金（1立方メートルにつき）		用途	基本料金		従量料金（1立方メートルにつき）	
	メーター口径	金額	水量	金額		メーター口径	金額	水量	金額
一般用	13ミリメートル	660円	10立方メートルまでの分	44円	一般用	13ミリメートル	777円70銭	10立方メートルまでの分	50円60銭
	20ミリメートル	704円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	105円60銭		20ミリメートル	979円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	122円10銭
	25ミリメートル	792円				25ミリメートル	1,100円		
	30ミリメートル	1,650円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	139円70銭		30ミリメートル	2,288円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	161円70銭
	40ミリメートル	3,190円				40ミリメートル	4,422円		
	50ミリメートル	6,820円	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	170円50銭		50ミリメートル	9,460円	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	198円
	75ミリメートル	15,400円				75ミリメートル	21,351円		
	100ミリメートル	30,800円	40立方メートルを超え	198円		100ミリメートル	42,713円	40立方メートルを超え	229円90銭

ル		50立方メートルまでの分	
125ミリメートル	<u>30,800円</u>		
150ミリメートル	<u>81,400円</u>	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	<u>206円80銭</u>
200ミリメートル以上	<u>170,500円</u>		
		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	<u>214円50銭</u>
		500立方メートルを超える分	<u>220円</u>
臨時用	—		<u>220円</u>
2 私設消火栓演習給水料 1栓10分につき <u>220円</u> （2口は2栓とし、10分未満は10分とする。）			

ル		50立方メートルまでの分	
125ミリメートル	<u>42,713円</u>		
150ミリメートル	<u>112,871円</u>	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	<u>239円80銭</u>
200ミリメートル以上	<u>236,423円</u>		
		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	<u>248円60銭</u>
		500立方メートルを超える分	<u>255円20銭</u>
臨時用	—		<u>255円20銭</u>
2 私設消火栓演習給水料 1栓10分につき <u>255円20銭</u> （2口は2栓とし、10分未満は10分とする。）			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の浜松市水道事業給水条例第11条第2項の規定により、同意書又はこれに代わる書類の提出を求めているときは、当該同意書又はこれに代わる書類の提出については、第1条の規定による改正後の浜松市水道事業給水条例第11条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の浜松市水道事業給水条例第26条及び別表第1の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に使用する水に係る給水料金について適用し、同日前に使用した水に係る給水料金については、なお従前の例による。この場合において、同日前から引き続き使用する水に係る給水料金については、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。

第 77 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

浜松市教育職員の給与に関する条例（平成２９年浜松市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（扶養手当） 第１３条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、その職務の級が行政職給料表の９級に相当する職員として教育委員会規則で定める職員（以下「行政職９級相当職員」という。）に対しては、支給しない。</u> ２ 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>（１）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>（２）～（６） （略）</u> ３ 扶養手当の月額、は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>については１人につき６，５００円（その職務の級が行政職給料表の８級に相当する職員として教育委員会規則で定める職員（以下「行政職８級相当職員」という。）にあっては、３，５００円）、<u>前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１万１，０００円とする。</u> ４ 扶養親族たる子のうちに１５歳に達する日後の最初の４月１日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間、<u>（以下</u>	（扶養手当） 第１３条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族（第３項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、その職務の級が行政職給料表の９級に相当する職員として教育委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。</u> ２ 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>（１）～（５） （略）</u> ３ 扶養手当の月額、は、<u>前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき１万３，０００円、扶養親族たる父母等については１人につき６，５００円（その職務の級が行政職給料表の８級に相当する職員として教育委員会規則で定める職員にあっては、３，５００円）とする。</u> ４ 扶養親族たる子のうちに１５歳に達する日後の最初の４月１日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある

「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族

(行政職9級相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職9級相当職員から行政職9級相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (行政職9級相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行政職9級相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を

子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

6 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第14条 削除

除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者

に扶養親族（行政職 9 級相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職 9 級相当職員から行政職 9 級相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないとき又は職員に扶養親族（行政職 9 級相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときにおいてはその届出の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職 9 級相当職員以外の職員から行政職 9 級相当職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級相当職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職 9 級相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

3 扶養手当は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事

実が生じた場合においては、その届出の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）、第2号又は第4号から第7号までに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行政職9級相当職員が行政職9級相当職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級相当職員が行政職8級相当職員及び行政職9級相当職員以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職9級相当職員以外のものが行政職9級相当職員となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員

<u>で行政職 8 級相当職員及び行政職 9 級相当職員以外のものが行政職 8 級相当職員となった場合</u> <u>(7) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> <u>4 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。</u> (住居手当) 第 18 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) (略) (2) 次条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（教育委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額 1 万 2, 0 0 0 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定めるもの 2 ～ 4 (略) (管理職員特別勤務手当) 第 31 条 第 29 条第 1 項に規定する職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務条件条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 9 条第 1 項の規定に基づく週休日又は勤務条件条例第 10 条に規定する休日（勤務条件条例第 9 条第 2 項の規定により当該	(住居手当) 第 18 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) (略) (2) 次条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）</u>が居住するための住宅（教育委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額 1 万 2, 0 0 0 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定めるもの 2 ～ 4 (略) (管理職員特別勤務手当) 第 31 条 第 29 条第 1 項に規定する職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務条件条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 9 条第 1 項の規定に基づく週休日又は勤務条件条例第 9 条第 2 項の規定により当該
---	---

休日を変更された場合にあっては、当該変更により休日にされた日）（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、当該額に100分の150を乗じて得た額) (2) (略) 4 (略) (特定の職員についての適用除外) 第32条 (略) 2 第13条、第14条、第18条、第21条及び第22条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	休日を変更された場合にあっては、当該変更により休日にされた日）（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額 (2) (略) 4 (略) (特定の職員についての適用除外) 第32条 (略) 2 第13条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

小学校中学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	455,800
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	456,300
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	456,800
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	457,300
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	457,800
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	458,300
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	458,800
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	459,300
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	459,800
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	460,300
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	460,800
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	461,300
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	461,800
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	462,300
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	462,800
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	463,300
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	
	41	265,900	294,000	378,500	398,300	
	42	267,000	295,900	379,700	399,600	
	43	268,100	297,700	380,900	400,600	
	44	269,200	299,400	382,100	401,700	
	45	270,200	301,100	383,200	402,900	
	46	271,000	302,900	384,500	404,100	

47	271,800	304,600	385,800	405,300
48	272,600	306,200	387,000	406,500
49	273,300	307,800	387,900	407,600
50	274,100	309,500	389,100	408,600
51	274,800	311,300	390,100	409,900
52	275,500	313,000	391,200	411,100
53	276,300	314,300	392,000	412,300
54	277,100	316,200	393,100	413,400
55	277,900	318,000	394,100	414,500
56	278,600	319,700	395,100	415,600
57	279,300	321,400	396,200	416,600
58	280,100	323,300	397,200	417,800
59	280,900	325,000	398,300	419,000
60	281,600	326,700	399,400	420,200
61	282,200	328,400	400,400	420,800
62	282,900	330,200	401,500	421,600
63	283,600	332,000	402,600	422,300
64	284,200	333,700	403,600	422,800
65	284,900	335,400	404,500	423,100
66	285,600	336,700	405,400	423,400
67	286,300	338,000	406,400	423,800
68	287,000	339,300	407,400	424,200
69	287,700	340,800	408,200	424,500
70	288,500	342,300	409,000	424,900
71	289,200	343,800	409,700	425,200
72	289,900	345,300	410,500	425,500
73	290,400	346,700	411,200	425,800
74	291,100	348,200	411,800	426,200
75	291,800	349,700	412,500	426,500
76	292,400	351,200	413,200	426,800
77	293,000	352,600	413,800	427,100
78	293,700	354,100	414,500	427,400
79	294,300	355,600	415,000	427,700
80	294,900	357,100	415,600	427,900
81	295,500	358,500	416,000	428,100
82	296,100	359,800	416,400	428,400
83	296,700	361,100	416,700	428,700
84	297,300	362,300	417,000	428,900
85	297,800	363,500	417,200	429,100
86	298,300	364,700	417,500	429,400
87	298,800	365,900	417,800	429,700
88	299,300	367,000	418,000	429,900
89	299,700	368,100	418,200	430,100
90	300,300	369,200	418,500	430,400
91	300,800	370,300	418,800	430,700
92	301,300	371,400	419,000	430,900
93	301,600	372,500	419,200	431,100
94	302,100	373,700	419,500	
95	302,600	374,800	419,800	
96	303,000	375,900	420,000	
97	303,400	376,900	420,200	
98	303,900	377,900		
99	304,400	378,800		
100	304,800	379,700		

101	305, 200	380, 500
102	305, 600	381, 500
103	306, 000	382, 400
104	306, 300	383, 300
105	306, 500	384, 100
106	306, 800	385, 000
107	307, 100	385, 900
108	307, 300	386, 800
109	307, 500	387, 600
110	307, 700	388, 600
111	308, 000	389, 500
112	308, 300	390, 400
113	308, 500	391, 000
114	308, 700	391, 900
115	308, 900	392, 800
116	309, 200	393, 700
117	309, 500	394, 500
118	309, 700	395, 200
119	310, 000	396, 000
120	310, 300	396, 800
121	310, 500	397, 400
122	310, 700	398, 100
123	310, 900	398, 800
124	311, 200	399, 400
125	311, 500	400, 000
126		400, 700
127		401, 200
128		401, 800
129		402, 400
130		403, 000
131		403, 500
132		404, 000
133		404, 300
134		404, 600
135		404, 900
136		405, 200
137		405, 500
138		405, 800
139		406, 100
140		406, 400
141		406, 700
142		407, 000
143		407, 300
144		407, 600
145		407, 800
146		408, 100
147		408, 400
148		408, 600
149		408, 800
150		409, 100
151		409, 400
152		409, 600
153		409, 800
154		410, 100

	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
	158		411,100			
	159		411,400			
	160		411,600			
	161		411,800			
	162		412,100			
	163		412,400			
	164		412,600			
	165		412,800			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考

- この表は、小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会の定める指導主事に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	407,300	480,500

23	244,500	282,500	408,700	481,200
24	245,800	284,600	410,000	481,900
25	247,000	286,600	411,600	482,500
26	248,200	288,500	413,000	483,200
27	249,400	290,400	414,300	483,900
28	250,600	292,200	415,700	484,600
29	251,700	294,000	417,100	485,200
30	252,900	295,900	418,400	485,900
31	254,100	297,700	419,900	486,600
32	255,300	299,400	421,400	487,300
33	256,400	301,100	423,000	487,900
34	257,700	302,900	424,400	488,600
35	259,000	304,600	426,000	489,300
36	260,300	306,200	427,500	490,000
37	261,700	307,800	429,200	490,600
38	263,100	309,500	430,700	
39	264,400	311,300	432,300	
40	265,700	313,000	433,900	
41	267,000	314,300	435,400	
42	268,000	316,200	436,900	
43	269,000	318,000	438,100	
44	269,900	319,700	439,300	
45	270,600	321,400	440,500	
46	271,400	323,300	441,800	
47	272,200	325,000	443,000	
48	273,000	326,700	444,200	
49	273,800	328,400	445,300	
50	274,600	330,200	446,500	
51	275,300	332,000	447,700	
52	276,100	333,700	448,900	
53	276,900	335,400	450,100	
54	277,700	336,700	451,300	
55	278,500	338,000	452,500	
56	279,300	339,300	453,700	
57	280,000	340,800	454,800	
58	280,600	342,400	455,400	
59	281,400	343,900	455,900	
60	282,300	345,500	456,400	
61	283,100	347,000	456,900	
62	283,700	348,600	457,500	
63	284,500	350,200	458,000	
64	285,200	351,700	458,500	
65	286,200	353,200	459,000	
66	287,000	354,800	459,600	
67	287,800	356,400	460,100	
68	288,500	357,900	460,600	
69	289,200	359,400	461,100	
70	290,000	361,000		
71	290,800	362,600		
72	291,500	364,100		
73	292,200	365,600		
74	292,900	367,200		
75	293,600	368,800		
76	294,200	370,300		

77	294,800	371,800
78	295,500	373,200
79	296,200	374,600
80	296,800	375,900
81	297,400	377,200
82	298,100	378,600
83	298,800	380,000
84	299,500	381,300
85	300,200	382,400
86	301,000	383,800
87	301,700	385,100
88	302,400	386,400
89	303,100	387,600
90	304,000	388,900
91	304,800	390,000
92	305,600	391,200
93	306,100	392,400
94	306,900	393,500
95	307,700	394,700
96	308,500	395,900
97	309,200	397,300
98	310,000	398,300
99	310,800	399,300
100	311,500	400,300
101	312,300	401,200
102	313,200	402,200
103	314,100	403,300
104	314,900	404,400
105	315,500	405,100
106	316,300	406,000
107	317,100	406,900
108	317,900	407,800
109	318,600	408,600
110	319,000	409,400
111	319,400	410,200
112	319,900	411,000
113	320,400	411,600
114	320,800	412,300
115	321,300	413,000
116	321,700	413,700
117	322,200	414,300
118	322,700	414,800
119	323,100	415,200
120	323,600	415,500
121	324,100	415,800
122	324,500	416,100
123	325,000	416,400
124	325,500	416,600
125	326,100	416,800
126	326,400	417,100
127	326,700	417,400
128	327,000	417,600
129	327,200	417,800
130	327,500	418,100

	131	327,800	418,400		
	132	328,000	418,600		
	133	328,200	418,800		
	134	328,400	419,100		
	135	328,600	419,400		
	136	328,900	419,600		
	137	329,200	419,800		
	138	329,400	420,100		
	139	329,700	420,400		
	140	330,000	420,600		
	141	330,200	420,800		
	142	330,400	421,100		
	143	330,700	421,400		
	144	330,900	421,600		
	145	331,200	421,800		
	146	331,400	422,100		
	147	331,700	422,400		
	148	332,000	422,600		
	149	332,200	422,800		
	150	332,400			
	151	332,700			
	152	333,000			
	153	333,200			
	154	333,400			
	155	333,700			
	156	334,000			
	157	334,200			
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円
		238,500	279,100	336,600	421,900

備考

- この表は、高等学校に勤務する校長、教員及び実習助手並びに教育委員会の定める指導主事に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(号給の切替え)
- 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において浜松市教育職員の給与に関する条例(附則第5項において「教育職員給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が

附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び教育委員会の定めるこれに準じるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準じるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の第13条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、その職務の級が行政職給料表の8級以上に相当する職員として教育委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 心身に障害を有する者」とあるのは

「(5) 心身に障害を有する者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む。)」 と、同

条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（再任用職員へのへき地手当に準じる手当に関する経過措置）

- 5 切替日以後に新たに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年浜松市条例第35号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下この項においてこれらを「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる教育職員給与条例第22条の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する小学校、中学校若しくは共同調理場の移転があった再任用職員について適用する。

（教育委員会規則への委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

（浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 7 浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成4年浜松市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第7条の13 (略)

2 任期付短時間勤務職員についての教育職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる教育職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第32条第2項	第21条及び第22条	第19条、第21条及び第22条の規定は、任期付短時間勤務職員
	の規定は、定年前再任用短時間勤務職員	

3 (略)

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第7条の13 (略)

2 任期付短時間勤務職員についての教育職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる教育職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第32条第2項	第13条の規定は、	第13条、第18条、第19条、第21条及び第22条の規定は、任期付短時間勤務職員
	定年前再任用短時間勤務職員	

3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

1 小学校中学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6

23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	34
51	39	39	35
52	40	40	36
53	41	41	37
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	

75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90	90	
103	91	91	
104	92	92	
105	93	93	
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1

14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	22
39	23	23
40	24	24
41	25	25
42	26	26
43	27	27
44	28	28
45	29	29
46	30	30
47	31	31
48	32	32
49	33	33
50	34	34
51	35	35
52	36	36
53	37	37
54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	

66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	
78	62	
79	63	
80	64	
81	65	
82	66	
83	67	
84	68	
85	69	

第 78 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例（平成２９年浜松市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（特殊勤務手当の種類） 第２条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （１）～（４） （略） （防疫作業手当） 第５条の２ （略）	（特殊勤務手当の種類） 第２条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （１）～（４） （略） <u>（５） 災害応急作業手当</u> （防疫作業手当） 第５条の２ （略） <u>（災害応急作業手当）</u> <u>第５条の３ 災害応急作業手当は、職員が、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第１項又は第２３条の２第１項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域で行う災害応急対策又は災害復旧のための作業として教育委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</u> <u>２ 前項の手当の額は、作業に従事した日１日につき９１０円とする。</u> （手当の減額） 第６条 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、公布の日の翌日から施行する。
- 改正後の浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和６年１月１日以

後に従事する作業に係る特殊勤務手当について適用する。

第 79 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市学童等災害共済条例の一部改正について

浜松市学童等災害共済条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市学童等災害共済条例の一部を改正する条例

浜松市学童等災害共済条例（昭和４７年浜松市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
（共済会費等）		（共済会費等）	
第８条 共済の会費は、会員１人につき <u>８０円</u> とし、市が当該額の２分の１に相当する額を負担する。		第８条 共済の会費は、会員１人につき <u>６０円</u> とし、市が当該額の２分の１に相当する額を負担する。	
２・３ （略）		２・３ （略）	
別表第３（第３条・第４条関係）		別表第３（第３条・第４条関係）	
区分		区分	
障害の程度	災害発生時の状況について第２条第３号アからエまでのうち該当するもの	障害の程度	災害発生時の状況について第２条第３号アからエまでのうち該当するもの
２本以下の永久歯に歯科補綴等を加えたもの（歯科補綴を加えたもの及び抜髄処置を行ったものをいい、歯科医師の判断に基づきこれらを行うことが確実に見込まれるものを含む。以下同じ。）	ア（政令第５条第２項第４号に該当する場合に限る。）又はウ	２本以下の永久歯に歯科補綴等を加えたもの（歯科補綴を加えたもの及び抜髄処置を行ったものをいい、歯科医師の判断に基づきこれらを行うことが確実に見込まれるものを含む。以下同じ。）	ア（政令第５条第２項第４号に該当する場合に限る。）又はウ
	ア（政令第５条第２項第４号に該当する場合を除く。）、イ又はエ	ア（政令第５条第２項第４号に該当する場合を除く。）、イ又はエ	ア（政令第５条第２項第４号に該当する場合を除く。）、イ又はエ
３本以上の永久歯に歯科補綴等を加えたもの	ウ	３本以上の永久歯に歯科補綴等を加えたもの	ウ
	エ	エ	エ
（略）		（略）	
備考 （略）		備考 （略）	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に生じる災害に係る共済見舞金について適用し、同日前に生じた災害に係る共済見舞金については、なお従前の例による。

第 80 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市立幼稚園条例の一部改正について

浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例

浜松市立幼稚園条例(平成17年浜松市条例第270号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																		
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																																																		
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>浜松市立小松幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>浜松市立平口幼稚園</td><td>浜松市浜名区平口2583番地</td></tr><tr><td>浜松市立北浜南幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>浜松市立光明幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>浜松市立竜川幼稚園</td><td>浜松市天竜区横山町547番地</td></tr><tr><td>浜松市立熊幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>浜松市立気田幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>浜松市立浦川幼稚園</td><td>浜松市天竜区佐久間町浦川2799番地</td></tr><tr><td>浜松市立佐久間幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	名称	位置	(略)		浜松市立小松幼稚園	(略)	浜松市立平口幼稚園	浜松市浜名区平口2583番地	浜松市立北浜南幼稚園	(略)	(略)		浜松市立光明幼稚園	(略)	浜松市立竜川幼稚園	浜松市天竜区横山町547番地	浜松市立熊幼稚園	(略)	(略)		浜松市立気田幼稚園	(略)	浜松市立浦川幼稚園	浜松市天竜区佐久間町浦川2799番地	浜松市立佐久間幼稚園	(略)	(略)		<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>浜松市立小松幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>浜松市立北浜南幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>浜松市立光明幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>浜松市立熊幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>浜松市立気田幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>浜松市立佐久間幼稚園</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	名称	位置	(略)		浜松市立小松幼稚園	(略)	浜松市立北浜南幼稚園	(略)	(略)		浜松市立光明幼稚園	(略)	浜松市立熊幼稚園	(略)	(略)		浜松市立気田幼稚園	(略)	浜松市立佐久間幼稚園	(略)	(略)	
名称	位置																																																		
(略)																																																			
浜松市立小松幼稚園	(略)																																																		
浜松市立平口幼稚園	浜松市浜名区平口2583番地																																																		
浜松市立北浜南幼稚園	(略)																																																		
(略)																																																			
浜松市立光明幼稚園	(略)																																																		
浜松市立竜川幼稚園	浜松市天竜区横山町547番地																																																		
浜松市立熊幼稚園	(略)																																																		
(略)																																																			
浜松市立気田幼稚園	(略)																																																		
浜松市立浦川幼稚園	浜松市天竜区佐久間町浦川2799番地																																																		
浜松市立佐久間幼稚園	(略)																																																		
(略)																																																			
名称	位置																																																		
(略)																																																			
浜松市立小松幼稚園	(略)																																																		
浜松市立北浜南幼稚園	(略)																																																		
(略)																																																			
浜松市立光明幼稚園	(略)																																																		
浜松市立熊幼稚園	(略)																																																		
(略)																																																			
浜松市立気田幼稚園	(略)																																																		
浜松市立佐久間幼稚園	(略)																																																		
(略)																																																			
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）																																																		
<table><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>浜松市立橋爪幼稚園</td></tr><tr><td>浜松市立可美幼稚園</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>浜松市立光明幼稚園</td></tr><tr><td>浜松市立浦川幼稚園</td></tr><tr><td>浜松市立佐久間幼稚園</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	浜松市立橋爪幼稚園	浜松市立可美幼稚園	(略)	浜松市立光明幼稚園	浜松市立浦川幼稚園	浜松市立佐久間幼稚園	(略)	<table><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>浜松市立橋爪幼稚園</td></tr><tr><td>浜松市立伊佐見幼稚園</td></tr><tr><td>浜松市立可美幼稚園</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>浜松市立光明幼稚園</td></tr><tr><td>浜松市立佐久間幼稚園</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	浜松市立橋爪幼稚園	浜松市立伊佐見幼稚園	浜松市立可美幼稚園	(略)	浜松市立光明幼稚園	浜松市立佐久間幼稚園	(略)																																		
(略)																																																			
浜松市立橋爪幼稚園																																																			
浜松市立可美幼稚園																																																			
(略)																																																			
浜松市立光明幼稚園																																																			
浜松市立浦川幼稚園																																																			
浜松市立佐久間幼稚園																																																			
(略)																																																			
(略)																																																			
浜松市立橋爪幼稚園																																																			
浜松市立伊佐見幼稚園																																																			
浜松市立可美幼稚園																																																			
(略)																																																			
浜松市立光明幼稚園																																																			
浜松市立佐久間幼稚園																																																			
(略)																																																			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 81 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市立小学校及び中学校条例の一部改正について

浜松市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例

浜松市立小学校及び中学校条例（昭和３９年浜松市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
別表 1 小学校	別表 1 小学校																						
<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>浜松市立気田小学校</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>浜松市立浦川小学校</td><td>浜松市天竜区佐久間町浦川 2819番地</td></tr> <tr> <td>浜松市立佐久間小学校</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	(略)		浜松市立気田小学校	(略)	浜松市立浦川小学校	浜松市天竜区佐久間町浦川 2819番地	浜松市立佐久間小学校	(略)	(略)		<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>浜松市立気田小学校</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>浜松市立佐久間小学校</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	(略)		浜松市立気田小学校	(略)	浜松市立佐久間小学校	(略)	(略)	
名称	位置																						
(略)																							
浜松市立気田小学校	(略)																						
浜松市立浦川小学校	浜松市天竜区佐久間町浦川 2819番地																						
浜松市立佐久間小学校	(略)																						
(略)																							
名称	位置																						
(略)																							
浜松市立気田小学校	(略)																						
浜松市立佐久間小学校	(略)																						
(略)																							
2 (略)	2 (略)																						

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。
- 浜松市立小中学校施設使用料条例（昭和６０年浜松市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
別表（第２条関係） 1 (略) 2 体育館	別表（第２条関係） 1 (略) 2 体育館												
<table border="1"> <tr> <th>利用時間区分</th><th>午後６時から午後９時まで</th></tr> <tr> <td>学校名</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)、浜松市立気田小学校、<u>浜松市立浦川小学校</u>、<u>浜松市立佐久間小学校</u>、(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	利用時間区分	午後６時から午後９時まで	学校名		(略)、浜松市立気田小学校、 <u>浜松市立浦川小学校</u> 、 <u>浜松市立佐久間小学校</u> 、(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <th>利用時間区分</th><th>午後６時から午後９時まで</th></tr> <tr> <td>学校名</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)、浜松市立気田小学校、<u>浜松市立佐久間小学校</u>、(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	利用時間区分	午後６時から午後９時まで	学校名		(略)、浜松市立気田小学校、 <u>浜松市立佐久間小学校</u> 、(略)	(略)
利用時間区分	午後６時から午後９時まで												
学校名													
(略)、浜松市立気田小学校、 <u>浜松市立浦川小学校</u> 、 <u>浜松市立佐久間小学校</u> 、(略)	(略)												
利用時間区分	午後６時から午後９時まで												
学校名													
(略)、浜松市立気田小学校、 <u>浜松市立佐久間小学校</u> 、(略)	(略)												
3～5 (略)	3～5 (略)												

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 82 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例の制定
について

浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第10条）

第2章 基本的施策（第11条―第13条）

第3章 浜松市人権施策推進審議会（第14条―第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

世界人権宣言においては、全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとし、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有するとしています。また、日本国憲法においても、全て国民は、個人として尊重され、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないとしています。

しかしながら、現在もなお人種、国籍、民族、出身、年齢、性別その他の事由による差別が存在しています。また、国際化の進展、経済格差の広がりなど社会が変化する中で、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいます。こうした差別は、人としての尊厳を深く傷つける行為であるとともに、更なる差別を助長するものであり、決して看過することはできません。

私たちは、これまでも多文化共生社会の実現や多様性を認め合う社会の実現に取り組んできましたが、あらゆる差別を許さないとの認識の下、これらの取組を更に推し進め、社会的障壁をなくすことにより、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合い、差別のない社会を実現するため、努力を続けていくことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりの推進に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定め、もって一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合い、差別のない社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 多様性 人種、国籍、民族、出身、年齢、性別、性的指向、性自認、宗教、学歴、容姿、障がい、疾病等人の持つ特徴や特性に違いがあることをいう。

(2) 性的指向 恋愛感情又は性的関心が同性に向かう同性愛、異性に向かう異性愛、男女両方に向かう両性愛などの指向をいう。

(3) 性自認 自分は女性である、男性である、その両方である、中間である又はどちらでもないといった、自身の性別についての一貫した、安定的で持続的な認識及び経験をいう。

(4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりは、全ての人が一人一人の人権を尊重し、かけがえのない個人として多様性が認められ、差別がされないことを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、人権を尊重し、多様性を認め合う社会づくりを推進する施策、差別を解消するための施策その他の人権に関する施策（以下「人権施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、一人一人の人権を尊重するとともに、多様性に関する理解を深め、市の実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、差別の解消に取り組むよう努めなければならない。

(国籍等による差別的取扱いの禁止)

第6条 何人も、国籍、民族等の違い及びその文化的違いを理由とする差別的取扱いをしてはならない。

(性的指向又は性自認による差別的取扱いの禁止)

第7条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

(差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、前2条に定めるもののほか、多様性を認めないことを理由とする差別的取扱いをしてはならない。

(情報の取扱い)

第9条 何人も、インターネット上の情報その他の公衆に表示する情報について、誹謗中傷し、又は差別を助長することのないよう留意しなければならない。

2 何人も、他者の多様性に関わる事項について、正当な理由なく、表明を強制し、若しくは禁止し、又はその意に反して第三者に知らせてはならない。

(教育及び啓発)

第10条 市は、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりに

関して市民等の理解を深めるため、関係機関との連携を図り、人権教育及び人権啓発を推進するものとする。

第2章 基本的施策

(浜松市人権施策推進計画)

第11条 市長は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、浜松市人権施策推進計画（以下「計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、浜松市人権施策推進審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、計画を変更する場合について準用する。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、計画の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(調査研究)

第13条 市は、計画の推進に必要な調査研究を行うものとする。

第3章 浜松市人権施策推進審議会

(設置)

第14条 市は、人権施策を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第15条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、又は意見を述べる。

(1) 計画の策定及び変更並びに実施状況に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、人権施策の推進に関すること。

(委員)

第16条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、人権又は多様性に関する知識又は経験を有する者その他市長が必要があると認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第17条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がそ

の職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(浜松市人権施策推進審議会条例の廃止)

2 浜松市人権施策推進審議会条例（平成20年浜松市条例第33号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に浜松市パブリック・コメント制度実施要綱（平成15年浜松市告示第156号）の規定による市民の意見聴取及び前項の規定による廃止前の浜松市人権施策推進審議会条例第1条に規定する浜松市人権施策推進審議会（以下「旧審議会」という。）の意見聴取を経て策定し、公表された計画（施行日以後の期間に係るものに限る。）は、施行日において、第11条第1項から第3項までの規定により策定し、公表された計画とみなす。

4 施行日の前日に旧審議会の委員の職にあった者は、施行日において、第16条第2項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされた委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

5 施行日から令和8年3月31日までの間に委嘱される審議会の委員の任期は、第16条第3項の規定にかかわらず、同日までとする。

6 施行日の前日に旧審議会の会長の職にあった者は、第17条第1項の規定にかかわらず、審議会の会長とみなす。

(見直し)

- 7 市は、社会情勢の変化、市民の意見等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

第 83 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

浜松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の制定について

浜松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定める。

(条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第2条 法第32条の規定により条例で定める規模の特定盛土等は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）第3条各号（令附則及び令を改正する政令のうち、同条に関する部分を含む。）に掲げるものとする。

2 法第32条の規定により条例で定める規模の土石の堆積は、令第4条各号（令附則及び令を改正する政令のうち、同条に関する部分を含む。）に掲げるものとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法第26条第1項の規定による指定が、公布の日後最初の同条第4項の規定による公示によってその効力を生じる日から施行する。

第 84 号 議 案

令和 7年 2月19日提 出

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(浜松市市勢功労者表彰条例の一部改正)

第1条 浜松市市勢功労者表彰条例（平成17年浜松市条例第369号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(待遇) 第6条 (略) 2 功労者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、前項に規定する待遇を停止する。	(待遇) 第6条 (略) 2 功労者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、前項に規定する待遇を停止する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市指定難病審査会条例の一部改正)

第2条 浜松市指定難病審査会条例（平成30年浜松市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第6条 第3条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第6条 第3条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年浜松市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 (浜松市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 (略) 2 (略) 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧	附 則 (浜松市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 (略) 2 (略) 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧

条例第2条第8号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 (略)	条例第2条第8号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 (略)
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市情報公開・個人情報保護委員会条例の一部改正)

第4条 浜松市情報公開・個人情報保護委員会条例（平成8年浜松市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第13条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第13条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市行政不服審査条例の一部改正)

第5条 浜松市行政不服審査条例（平成28年浜松市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第14条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第14条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正)

第6条 浜松市特別職の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当の支給制限) 第6条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) (略) (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め) 第6条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑	(期末手当の支給制限) 第6条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) (略) (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め) 第6条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の

が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略)	刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略)
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号	第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号

のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） 2 （略） 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) （略） 4～6 （略）	のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） 2 （略） 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) （略） 4～6 （略）
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市職員退職手当支給条例の一部改正）

第8条 浜松市職員退職手当支給条例（昭和38年浜松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職手当の支払の差止め) 第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2～4 (略) 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合	(退職手当の支払の差止め) 第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2～4 (略) 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場

を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合	合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
(3) (略)	(3) (略)
6～10 (略)	6～10 (略)
(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)	(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。	第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。	(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
(退職をした者の退職手当の返納) 第21条 退職をした者に対し当該退職に係	(退職をした者の退職手当の返納) 第21条 退職をした者に対し当該退職に係

る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第23条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当

る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第23条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、

該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。 5～8 (略)	当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。 5～8 (略)
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市心身障害者扶養共済条例の一部改正)

第9条 浜松市心身障害者扶養共済条例（平成19年浜松市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(年金の支給停止) 第11条 第9条第1項の規定により年金を支給される心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間は、年金の支給を停止する。 (1) (略) (2) <u>懲役又は禁錮</u>の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) (略)	(年金の支給停止) 第11条 第9条第1項の規定により年金を支給される心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間は、年金の支給を停止する。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第10条 浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年浜松市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第16条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処す	(罰則) 第16条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処

る。	する。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市中央卸売市場業務条例の一部改正)

第 1 1 条 浜松市中央卸売市場業務条例（昭和 5 4 年浜松市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(卸売の業務の許可) 第 6 条 (略) 2 (略) 3 市長は、第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしてはならない。 (1)～(8) (略) (9) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア (略) イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないもの ウ・エ (略) 4 (略) (せり人の登録) 第 1 8 条 (略) 2・3 (略) 4 市長は、第 2 項の規定による申請があった場合において、当該申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき又は登録の申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けて	(卸売の業務の許可) 第 6 条 (略) 2 (略) 3 市長は、第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしてはならない。 (1)～(8) (略) (9) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア (略) イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないもの ウ・エ (略) 4 (略) (せり人の登録) 第 1 8 条 (略) 2・3 (略) 4 市長は、第 2 項の規定による申請があった場合において、当該申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき又は登録の申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けて

いるときは、その登録をしてはならない。

(1) (略)

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)・(4) (略)

(仲卸しの業務の許可)

第22条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしてはならない。

(1)・(2) (略)

(3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(4)～(10) (略)

(11) 申請者が法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

ア (略)

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

いるときは、その登録をしてはならない。

(1) (略)

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3)・(4) (略)

(仲卸しの業務の許可)

第22条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしてはならない。

(1)・(2) (略)

(3) 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(4)～(10) (略)

(11) 申請者が法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

ア (略)

イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ～オ (略) 4 (略) (関連業務の許可) 第35条 (略) 2 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしてはならない。 (1) (略) (2) 申請者が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3)～(10) (略) (11) 申請者が法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア (略) イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの ウ～オ (略) 3 (略)	ウ～オ (略) 4 (略) (関連業務の許可) 第35条 (略) 2 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしてはならない。 (1) (略) (2) 申請者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3)～(10) (略) (11) 申請者が法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア (略) イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの ウ～オ (略) 3 (略)
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市地方卸売市場業務条例の一部改正)

第12条 浜松市地方卸売市場業務条例（昭和47年浜松市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(卸売の業務の許可)	(卸売の業務の許可)

第6条 (略)

2 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしてはならない。

(1)・(2) (略)

(3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(4)～(10) (略)

(11) 申請者が法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

ア (略)

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ～オ (略)

3 (略)

(せり人の指名等)

第18条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、次の各号のいずれにも該当しない者であって、卸売業者の指名を受けたものでなければならない。

(1) (略)

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執

第6条 (略)

2 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしてはならない。

(1)・(2) (略)

(3) 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(4)～(10) (略)

(11) 申請者が法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

ア (略)

イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ～オ (略)

3 (略)

(せり人の指名等)

第18条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、次の各号のいずれにも該当しない者であって、卸売業者の指名を受けたものでなければならない。

(1) (略)

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑

行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの (3)・(4) (略) 2～4 (略) (附属営業の許可) 第23条 (略) 2 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしてはならない。 (1) (略) (2) 申請者が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3)～(10) (略) (11) 申請者が法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア (略) イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの ウ～オ (略) 3 (略)	の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの (3)・(4) (略) 2～4 (略) (附属営業の許可) 第23条 (略) 2 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしてはならない。 (1) (略) (2) 申請者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3)～(10) (略) (11) 申請者が法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア (略) イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの ウ～オ (略) 3 (略)
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市屋外広告物条例の一部改正)

第13条 浜松市屋外広告物条例（平成17年浜松市条例第153号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第 3 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	(罰則) 第 3 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市法定外道路管理条例の一部改正)

第 1 4 条 浜松市法定外道路管理条例（平成 1 7 年浜松市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第 1 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は 2 0 万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 2 (略)	(罰則) 第 1 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 2 0 万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市普通河川条例の一部改正)

第 1 5 条 浜松市普通河川条例（昭和 4 6 年浜松市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第 1 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>懲役</u>、5 0 万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。 (1)～(3) (略) 第 2 0 条 第 3 条の規定に違反した者又は第 4 条第 1 項第 7 号に違反して汚水、廃液又は坑水を排出した者は、3 月以下の<u>懲役</u>、2 0 万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。	(罰則) 第 1 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>、5 0 万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。 (1)～(3) (略) 第 2 0 条 第 3 条の規定に違反した者又は第 4 条第 1 項第 7 号に違反して汚水、廃液又は坑水を排出した者は、3 月以下の<u>拘禁刑</u>、2 0 万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市消防団に関する条例の一部改正)

第16条 浜松市消防団に関する条例（昭和40年浜松市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) (略)	(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第17条 浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第34条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件	第34条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件

に<u>関し禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第35条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） 2 （略） 3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは</u>、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に<u>関し禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) （略） 4～6 （略）	に<u>関し拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第35条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） 2 （略） 3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは</u>、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に<u>関し拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) （略） 4～6 （略）
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 1 6 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 6 条の規定による改正後の浜松市特別職の給与に関する条例第 6 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(浜松市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 7 条の規定による改正後の浜松市職員の給与に関する条

例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（浜松市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第8条の規定による改正後の浜松市職員退職手当支給条例第19条第1項及び第5項、第20条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第23条第4項並びに浜松市職員退職手当支給条例第23条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第17条の規定による改正後の浜松市教育職員の給与に関する条例第35条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

包括外部監査契約締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 契 約 の 目 的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契 約 の 始 期 令和 7 年 4 月 1 日
- 3 契 約 金 額 1 4, 6 1 6, 0 0 0 円を上限とする額
- 4 費用の算定方法及び支払方法
 - (1) 算定方法 契約に定める基本費用の額及び執務費用の額の合算
 - (2) 支払方法 契約の定めるところによる
- 5 契約の相手方
 - (1) 住 所 静岡県浜松市中央区板屋町 1 0 4 番地の 1
 - (2) 氏 名 内山 昌美
 - (3) 資 格 公認会計士

市有財産取得について

次のとおり市有財産を取得する。

浜松市長 中 野 祐 介

目的	所在地	財産の概要	取得予定価格	備 考
佐鳴湖公園用地	浜松市中央区 大平台一丁目		807,665,300円	
	19115 番 5	山林 1,960 m ²		
	19116 番 1	山林 14,446 m ²		
	19116 番 2	山林 5,408 m ²		
	19116 番 3	山林 5,312 m ²		
	19116 番 7	山林 2,366 m ²		
	19116 番 9	山林 3,207 m ²		
		合計 32,699m ²		